

ボーヴォワールの視点からの 『資本論』再検討 (4)

青 柳 和 身

- I. 課 題
- II. 方 法 …… (以上第 35 卷第 4 号)
- III. 「本源的蓄積」論および「蓄積過程」論の再検討
 - 1. 問題の所在：前資本主義的所有と人口再生産
 - 2. 前近代的性・生殖様式と人口再生産：
「本源的蓄積」論の再検討 (1) …… (以上第 36 卷第 1・2 号)
 - 3. 近代的性・生殖様式と人口再生産：
「本源的蓄積」論の再検討 (2)
 - (1) 近代的人口再生産と『資本論』 …… (以上第 36 卷第 3 号)
 - (2) 近代的性・生殖様式と『資本論』
 - 4. 「蓄積過程」論の再検討
 - (1) 「蓄積過程」論と現代的人口再生産
 - (2) 現代における資本主義的蓄積の「一般的法則」：
女性労働の脱流動労働力化と労働力利用の
グローバル化 …… (以上本号)

III. 3. 近代的性・生殖様式と人口再生産： 「本源的蓄積」論の再検討 (2) [承前]

(2) 近代的性・生殖様式と『資本論』

近代的性・生殖様式すなわち近代的セクシュアリティの歴史的特質にかんする本格的研究は最近始まったばかりであり、今後より詳細な研究の進展が

見込まれる研究領域である。したがってここでは詳細な検討に立ち入ることは避け、現在公刊されている基本的な研究成果にもとづいて、16世紀から20世紀に至る西欧、とくにイギリス、フランス、ドイツおよび19世紀後半以降のアメリカ合衆国の性・生殖用様式の歴史を、『資本論』再検討に必要な限りで、暫定的に総括するにとどめよう⁸⁸⁾。

近代的性・生殖様式の歴史として、イギリスのみならずその他の西欧および合衆国を含めて総括を行う理由は、前項(1)で検討したように、各国の宗教的文化的相違にもかかわらず、長期的人口動態の動向にあらわれる生殖様式の基本的特質の点で西欧と合衆国は共通した歴史を経験しており、その共通性の中に近代的性・生殖様式の普遍的性格があらわれていると判断されるからである。

前近代社会と比較した近代社会における性・生殖様式の普遍的特質は女性の本源的な自己身体管理権の不可欠の構成要素としての「生殖権 (reproductive rights)」の剝奪であり、性・生殖様式の近代化の歴史は女性からの生殖権の剝奪の歴史であった。特定の社会集団のみに適用する法的強制を、「経済外」的強制として原理的に排除した近代社会が、女性という社会集団のみに適用される「経済外」的強制を新たに創出し、維持してきた論拠は胎児の「生命(権)」論である。これは個体的存在者としての自立的「生命」概念の「胎児」への擬制的適用である⁸⁹⁾。この近代的論理は、土地所有(占有)権にもとづく家父長制という前近代的社会構成原理を喪失した近代社会において、男性の私有財産の私的排他的相続による世代的再生産と自由な労働力の世代的再生産との両者の確実性を脅かす女性の恣意的行為すなわち自己決定を排除し、女性の生殖的身体を「胎児」のための再生産手段化するために不可欠な論理である。

「生殖権」は1994年カイロ国際人口・開発会議および1995年北京世界女性会議で、「すべてのカップルと個人」の基本的な人権であると宣言された⁹⁰⁾。この宣言の歴史的意義は大きい。しかし95年宣言文書は、この宣言とは裏腹

に、各国の女性生殖権剝奪体制の実態を浮彫りにしている。かなり多くの国は生殖権をカップル単位としてのみ承認し、女性の個人権としては否認した。安全な妊娠中絶の権利⁹¹⁾や女性と男性の個人権としての「性的権利 (sexual right)」は宣言文からは除外された。女性の自己身体管理権としての妊娠中絶を含む生殖権は市民権であるだけでなく、多様な社会的諸条件を前提した社会権であり⁹²⁾、その実現諸条件は、個人権としての妊娠中絶を承認している場合でも、満たされてはいない⁹³⁾。したがって現代でも女性の生殖権剝奪体制は基本的に維持されている。

近代西欧と合衆国における女性生殖権剝奪の歴史は基本的に次の四段階に区分される。

第一段階。16～17世紀を中心とした宗教的権力とそれにもとづく世俗的圧力による「間引き」、中絶、避妊等の前近代的生殖習俗への攻撃による生殖権解体期。

第二段階。18世紀、とくにその20～30年代から19世紀までの国家権力と非宗教的社会的圧力による生殖権剝奪体制の成立発展期。19世紀は、19世紀初頭と60～70年代の二段階的強化(ドイツは70年代初発)による中絶禁止法(墮胎罪)体制期。

第三段階。中絶禁止法体制下の20世紀初頭から60年代までの男性協力の下での「合法」および非合法中絶によって補完され、男性協力避妊による出生調整(バース・コントロール)期⁹⁴⁾。

第四段階。20世紀60年代末以降の中絶禁止緩和措置を前提し、主として女性主導の生殖管理による出生調整期。

イギリスは以上の四段階に典型的に対応した出生率と人口史を経験している。ドイツは30年戦争(1618-48年)の人口激減期とその後の人口増加という特殊性があるが、出生率の基本的動向は以上の段階に対応している⁹⁵⁾。フランスは生殖権剝奪史としては四段階に区分できるが、男性協力(膣外射精等)を前提した近代的出生調整が18世紀後半期から開始され、19世紀、20

世紀前半の出生率が相対的に低率であったという特殊性がある⁹⁶⁾。合衆国は、19世紀後半以降の生殖権剥奪段階はイギリスと共通しており、第三段階と第四段階の出生率動向は典型的に段階的に対応している。

女性生殖権剥奪史と出生率との関係の点で留意すべき問題は、段階的移行は主として婚姻内出生率を規定したが、買売春や婚外性関係を規定するものでなく、買売春費用負担等の男性側の協力により避妊・中絶の歴史は途絶えることなく存続していたということである。したがって宗教的権力も国家権力もヤミの避妊・中絶行為の歴史的継承を事実上黙認していたということである。男女の性倫理の「二重規準」化は、女性生殖権の剥奪を前提した上での男性側の性的欲求や性的能力の再生産に不可欠であり、婚姻内と婚姻外の性・生殖様式の二重化はそのための便宜的必要悪と考えられていたからであろう。それゆえ第一・第二段階の婚姻内多産強制システムは、男性側の協力で内部崩壊する可能性を孕んだ歴史的限界性のある二重システムでしかなかった。

第一段階の具体的契機としては、教区教会への早期出生登録（早期洗礼）をテコとした「間引き」防遏を含む伝統的生殖権への攻撃強化⁹⁷⁾、産婆中絶排除のための産婆の物理的用具使用禁止と難産死回避のための緊急墮胎措置の男性外科医独占⁹⁸⁾、16世紀後半から17世紀前半を中心として16～17世紀の間に長期間持続した「魔女狩り」である。「魔女狩り」の対象は悪魔との契約によって人間の不幸とくに死をもたらす魔術を行ったとされた者であるが、悪魔が契約条件として出生児や胎児の肉体を要求すると考えられたことから、薬草知識を有し、生殖管理技能をもつ「賢女 wicca」や産婆が標的となるが多かった。拷問を含む審問と「自白」による公開処刑の被害者の正確な数は不明であるが、教会による生殖権攻撃に現実性を与え、生殖管理行為やその技術・技能の伝授をきわめて危険なものとするには十分な効果はあったであろう。

第二段階の諸契機は、18世紀以降、難産の際の母体救命墮胎と難産への

外科的措置を営業手段とした男性外科医の「男性産科医 (man-midwife)」としての社会的進出とその職業組織による産婆統制⁹⁹⁾、19世紀初頭の「胎動」後の中絶禁止法と60、70年代の中絶全面禁止法の制定、母体救命墮胎の産科医判断を中心とした胎児「生命」の医師管理体制の成立である。

第三・第四段階の内容とそれへの転換要因の検討は後に行うこととし、その前提として、まず資本主義的人口再生産様式への転換の画期としての第一段階から第二段階への転換と人口再生産様式の転換要因について考察しよう。

宗教的権力による「間引き」、中絶、避妊、男性上位以外の性交体位などの性・生殖的行為への攻撃は、出生児、胎児、胚、精液をすべて「生命」個体と捉え、それらの行為はその生命的「自然」への毀損行為すなわち「自然に反する罪」と規定することを論拠にしたものである¹⁰⁰⁾。この論理はそれまで長期に存続してきた前近代的性・生殖様式の不自然な解体の正当化論理となった。近代人が女性生殖権剥奪行為を「経済外」的強制と認識しえなかったとすれば¹⁰¹⁾、16世紀以降の長期の神学的教化過程を通じて、胎児を「生命的個体」存在とする生命観を、意識的にか、無意識的にか受容した結果である。この受容は19世紀後半期における出生調整運動を「新マルサス主義」として批判した労働運動家や社会主義者(男女)も、避妊に反対の立場をとった19世紀後半の第一波フェミニスト女性も例外ではなかった¹⁰²⁾。

第一段階の末期における宗教的権威は、イギリスではイギリス革命とその後の時期の宗派的闘争とその変遷を通じて、フランスでは性倫理的厳格主義化による倫理破綻を通じて後退したが¹⁰³⁾、その後、胎児「生命」観を前提して女性生殖権剥奪の諸力となったのは世俗的国家権力とその承認を根拠とした男性産科医の職業的「権威」と利害による産婆統制であった。こうして男性産科医の職業的發展とともに生殖権剥奪の網の目は濃密化され、拡大再生産される構造が確立した。この転換過程で進行したのは個人権としての両性、とくに女性の性的権利の剥奪と性的権利の排他的性カップル単位(婚姻)

内への囲い込みである。この転換を反映する資料として、PHEがその重大な歴史的意義を見逃している妊娠率にかんする動態統計の内容について検討しておこう。

イギリスでは婚前妊娠率（結婚8か月以内出産）は〔出生総数にたいする‰〕、16世紀後半の255から17世紀後半の162に低下し、その後18世紀前半の213、18世紀後半の299、19世紀前半の342に再上昇している。他方若年（15-19歳）既婚女性コーホート出生率は〔同年齢既婚女性コーホート総数にたいする‰〕、17世紀および18世紀最初の第1四半世紀まで低率（280.3~386.4の範囲）であった。これは若年結婚における出生調整の存在を示唆している。しかし、若年既婚女性出生率は18世紀第2四半世紀（350.6）から19世紀第1四半世紀（547.6）まで一貫して上昇し、他の年齢階層を圧倒的に凌駕するに至った¹⁰⁴。全く同様の変化はフランスにも見られる¹⁰⁵。これは偶然的变化ではない。婚前妊娠率の変動はたんなる循環的変動ではなく、その内容の質的段階的相違を反映している。第一段階における婚前妊娠率の低下は、避妊・中絶を前提した未婚の若者の性習俗およびその延長線上での自由な結婚の衰退過程を反映している。第二段階における婚前妊娠率の再上昇は、未婚の若者の性習俗の形骸化を前提し、排他的性カップル化の約束（「婚約」）の上での性交渉、避妊の失敗、中絶困難化という状況によって余儀なくされた「早婚」を意味しており、両性の性的権利の排他的性カップル（婚約・婚姻関係）内への囲い込み過程を反映している。

イギリスで18世紀前半期に皆婚化、早婚化、婚姻出生率の上昇という人口再生産様式の転換が生じたのは、生殖権剥奪による性的権利の婚内関係への囲い込みの強化＝濃密化によって長期独身者男女の性的権利が剥奪され¹⁰⁶、未婚男女、とくに女性が、多子による育児労働と扶養労働の強化を覚悟した皆婚・早婚行動に踏み切った結果である。婚前妊娠率と若年既婚女性出生率の同時上昇は、この時期のこのような皆婚・早婚運動の一環であったと言える。皆婚・早婚化にかんしてはフランスも全く同様の傾向があった。

フランスでは乳母育児の伝統があったが、18世紀には母乳育児化のキャンペーンが行われ、上層階層や都市庶民階層女性に母乳育児化が進行した。これは育児を母親個人の「自然」的使命とする「自然生命」観のあらわれである。この生命観はフランスでもイギリスでも、伝統的育児を近代的な母親中心の個人的集約的育児へと転換する役割を果たしたが、それと同時に性的権利を婚内性関係に囲い込まれた女性の結婚と家族志向の強化の産物でもあったと言えよう。

第一段階から第二段階への転換の契機は、第一段階の宗教的な生殖権攻撃を前提して、生殖権剥奪の社会システム化による個人権としての女性の性的権利の剥奪と女性の性的権利のカップル単位(婚姻)内への囲い込み、すなわち生殖権剥奪体制の成立である。このような性・生殖様式の転換を基礎として賃労働世帯を自律的に再生産する資本主義的人口再生産様式が出現したのである。

16世紀以降の西欧で性・生殖様式の転換をもたらした歴史的諸要因については今後の研究を待たなければならない。しかしこの時期の人口転換の歴史的背景としての宗教改革期の宗派闘争と重商主義について簡単に触れておこう。重商主義は国力の基礎を、租税源泉および兵力源泉としての「人口」にもとめ、人口増加を最優先課題の一つに位置づけた¹⁰⁷⁾。人口=兵力観の基礎的条件は、この時期に飛躍的に発展した兵器、とくに小銃と大砲を中心とした兵器の機械化的発展が、軍事力の人的技能から兵器技術への転換を加速度的に推進し、「人口」一般が調達可能な兵力源泉に転化したことである¹⁰⁸⁾。胎児「生命権」論を中心とした近代神学は宗派闘争を通じて早期洗礼を強化したが、それは同時に、機械的兵器の付属消耗品としての兵士生命の大量消費のための人口の大量供給という時代の要請に応え、母親と兵士の身体を胎児「生命」の下位に置くことによって、重商主義の下僕としての役割を果たしたと言える。近代神学と近代的宗教権力は、近代的生殖強制の第一段階における「本源的蓄積」のための強力な暴力的契機として作用したのである。

女性生殖権剥奪という生殖的性差別構造を基礎として、とくに第二段階以降に、両性の個人的性行動と性的心性の分裂過程が進行する。『第二の性』で特徴づけられた両性の分裂的セクシュアリティの特質を女性生殖権剥奪構造を基礎として、第1編の内容を補足しつつ、総括しておこう。

両性のセクシュアリティ養成＝社会化の面において、前近代的開放的性習俗の解体、両性のセクシュアリティ養成の社会的共有性の喪失、マスターベーション等による孤独な観念的分裂的「性欲」養成、性的心性の幻想化。

両性の性行動の面において、求愛行動から性交様式に至るまで男性能動・女性受動の役割固定化、性的相互性喪失による性的行為の貧困化¹⁰⁹⁾、性交体位における男性上位 missionary position の神学的強制およびその一般化による「正常位 normal position」化、女性の性的身体の客体化、物化、物神化、ヘーゲルの「自然」性差観と両性の異質性器観すなわち非ガレノスの性器観の拡大再生産、女性の性交（膣）オーガズム困難化・「不感症」化傾向。

両性の性関係形成の面において、両性の性的共感性・同感性 (sympathy) の喪失、両性の「同類」性認識の喪失、両性の潜在的性的コンプレックスと性的不安、排他的相互独占形式のみを相互的共有条件とした女性の性的身体の排他的領有・排他的託身関係としての性カップル化、排他的スキンシップ関係による「夫婦」関係の「近親」化現象および心理的「近親」化（＝非「他者」化）による婚内性関係の性的活力低下とセックスレス化傾向。

『資本論』再検討のため、前もってエンゲルス『起源』の性愛論を16世紀以降の性・生殖様式の歴史と対照しつつ簡単に総括しておく。『起源』四版(1891年)では、その増補的諸パラグラフの中で、「本性上排他的」な「個人的性愛」と一夫一婦制との未来社会継承論¹¹⁰⁾が、マルクスに典拠を求めることなく独自に展開された。これを四版補説と呼ぼう。四版補説の論拠となっているのは、排他的個人的性愛は資本主義固有のものではなく、人類の長期的歴史の産物であり、とくに中世以来の「ドイツ人の出現」とともに世界を支配するに至った「まったく新しい一要素」としての「最大の道徳的進

歩」の産物であって¹¹¹⁾、それゆえにこそ資本主義後の未来社会にも発展的に継承されるであろうというエンゲルス自身のドイツ人中心主義的な歴史認識である。このドイツ人の歴史的一夫一婦制と排他的性愛にかんするエンゲルスの歴史認識は、「キリスト教的ゲルマン的家族形態」の永遠化批判とその高次形態への必然的転換を展望する『資本論』の歴史認識¹¹²⁾とは異質な独自要素を含むものである。またこの歴史認識は、当時すでに出版され、流布されていたベーベル『婦人論』における未来の性愛論として、ジョルジュ・サンドやゲーテが実現したような自由恋愛の展望とも異質な独自要素を含んでいる¹¹³⁾。四版補説の未来家族論が『資本論』の未来家族論を典拠にしなかったのは、『資本論』の家族にかんする歴史認識には存在しないようなエンゲルス自身の独自認識の展開であったからである¹¹⁴⁾。

ミレットはエンゲルスの両性関係にかんする歴史認識を全体として高く評価しつつも、バッハオーフェンの「第4の偉大な発見」として四版補説に導入された歴史認識、すなわち女性の「貞操権」要求による一夫一婦制移行論や一夫一婦制の未来継承論の前提としての女性的本性による排他的性関係志向論は、19世紀後半のヴィクトリアン・セクシュアリティの下での男性的心性による歴史解釈論にはほかならないと批判している¹¹⁵⁾。この批判は16世紀以降の性の歴史実態と対照した場合、的確な批判である。なぜなら生殖権を剥奪されなかった前近代女性は近代初期に至るまで排他的性関係志向を有していなかったこと、女性の性的権利が排他的婚姻関係(排他的一夫一婦制)に完全に囲い込まれたのは18世紀30年代以降の資本主義的階級関係の再生産体制成立期以後のことであるからである。

ミレットのエンゲルス批判はマルクスの「遺言執行」の範囲を越えなかった初版(1884年)批判やマルクスの歴史認識批判を意味しない。四版補説を除去した一個の作品としての初版の論理展開からは一夫一婦制や排他的性愛の未来継承論を導出することは不可能であり、この不可能性の中にマルクスの『古代社会ノート』や『資本論』の「遺言執行」の範囲を基本的に越えな

かった初版の特質があるからである。

一例を示そう。第二章（「家族」）末尾のモーガン引用に至る初版の最後の3パラグラフでは、第1パラグラフ末尾の「プロレタリアの結婚は、語源的な意味では一夫一婦制であるが、歴史的な意味ではけっしてそうではない」という否定表現が、最後のパラグラフ末尾のモーガン引用文の「〔一夫一婦制の〕そのあとにくるものがどんな性質のものとなるかを予言することは、不可能である」（〔内引用者〕という否定表現の文に直接的に接続されている。このモーガンの文は『古代社会ノート』でも注釈なしで引用されている。また同様の形式を採用した終章末尾のモーガン引用文すなわち自由、平等、友愛の高次復活論の直前には、フーリエの「文明」段階批判を取り上げられなかったことへの補注がわざわざ設定されており、高次形態社会の基礎を一夫一婦制の超克と見たフーリエの一夫一婦制批判論が、何らの否定的注釈を付さずに肯定的に紹介されている¹¹⁶⁾。この初版の論理展開からは一夫一婦制や排他的性愛の高次形態社会への継承論を導出することはできない。

エンゲルスは1888年に、マルクスの「フォイエルバッハ・テーゼ」を、家族が「消滅させられ vernichtet」なければならないという表現を「変革され umgewälzt」なければならないという表現に変えて、公表した¹¹⁷⁾。社会主義鎮圧法を意識してのことであろう。90年代にはこの法が廃止され、91年には原文通り発表することが可能となったにもかかわらず、家族史にかんするマルクスの「遺言執行」の書であるはずの『起源』四版での修正発表は行われなかった。91年時点のエンゲルスはマルクスの「遺言執行」者としては明らかに一步後退していた。初版のプロテスタント的一夫一婦制批判とは異なった四版補説の「ドイツ人」的＝プロテスタント的性文化の再評価と「ドイツ人」的性文化中心史観がマルクスの生前に発表されていたとしたら、マルクスはおそらく強い拒否反応を示したであろう。四版補説を除去した一個の作品としての初版自体の研究やマルクスの家族にかんする歴史認識それ自体の研究は今後の独自の研究課題として残されている。

女性生殖権剥奪の第二段階までの歴史を前提して、第二段階期に執筆された『資本論』の再検討を行おう。

『資本論』では、女性労働は児童労働と一括して「補助労働力」と規定され(第1部第13章)、第二級の労働力として二重労働市場を構成している事実が描かれている(同第23章)。しかし女性労働の補助労働力化を規定する根拠、とくに賃労働世帯に事実として存在している男性家長権の成立根拠については、それが前近代的要因またはその遺制なのか、近代的要因なのかについての目的意識的分析は行われてはいない。しかし家父長制の基盤としての土地占有から分離された賃労働世帯における家長権と女性の第二級労働力化の近代的成立根拠は、女性生殖権剥奪体制を前提し、ファイアストーンが提起した女性労働力の「所有」権問題の次元から考察することによって解明可能である。

女性の生殖的身体には次世代「生命権」保護を口実とした国家的管理が常に作動しており、国家はいわば女性の生殖的身体の上級領有権者である。夫は性的身体相互「所有」契約としての婚姻によって妻の性的身体排他的「所有」権を獲得するが、それは同時に国家の上級領有権の執行を意味しており、それによって生殖的下級領有権を掌握することを意味する。この生殖的領有権の現実的内容は妻にたいする恒常的懐妊権能であり、これが「夫権」の実態的性格である¹¹⁸⁾。しかし妻にとって、夫の性的身体「所有」契約としての婚姻にはこのような領有権的要素はない。

さて労働力の「所有」権とは、商品性を捨象すれば、労働力の自由処分権のことである¹¹⁹⁾。夫の労働力自由処分権は妻による性的「所有」の実現としての性交関係によって制約されることはないが、妻の労働力自由処分権は夫による性的「所有」の実現としての性交関係が内包する生殖的領有にもとづく恒常的懐妊権能によって制約されざるをえない。育児は公的には両性的責任であったとしても、恒常的懐妊可能性による労働制約から妻の分担領域とならざるをえないとすれば、夫による恒常的懐妊権能は妊娠・出産負担と

育児労働の恒常的強制権として妻の労働力自由処分権の制約権能として作動する。したがって夫による妻の生殖的身体領有権は妻の労働能力の間接的「所有」権¹²⁰⁾すなわち妻の労働への間接的指揮権を内包するものとなる。女性にとって婚姻とは、夫による自己の生殖的身体領有権とそれにもとづく間接的労働指揮権とが作動する領域、すなわち世帯主制の下への「託身」行為を意味している。これが近代的婚姻の形式的平等関係の背後にある実態の関係である。賃労働世帯における男性家長権とその下における妻の半不自由労働者化の究極的根拠は女性生殖権剝奪体制である。この体制は第1編で特徴づけた家父長制と区別される「世帯主制」の構造的基礎であり、賃労働世帯の階級的再生産の基礎的条件である。『起源』四版補説で特徴づけられた排他的な近代的な一夫一婦制を構成原理とした「個別（個人）家族 Einzelfamilie / individual family」とは、世帯主制的性差別構造の一面的現象形態にはかならない。

女性生殖権剝奪体制は、賃労働世帯の自由な形成の必要条件ではあるが、その十分条件ではない。賃労働世帯の自由な形成に不可欠なもう一つの経済的条件は土地占有権の存在を基礎とした前近代的重層的土地所有関係の解体である。賃労働世帯 (household) の基本的生活手段としての住宅 (house) の使用権の確立には自由な借地・借家市場と住宅用零細地市場の成立が不可欠であるが、それは前近代的重層的土地所有関係の解体による自由土地市場の一般的形成を前提する¹²¹⁾。賃労働世帯における世帯主制の成立は、剰余労働強制と次世代再生産強制との両者の実現可能な唯一の形態であった家父長制的土地占有関係すなわち「土地占有的生殖強制」を不要化し、その解体は近代的土地変革によって実現される。新たに誕生した世帯主制は、女性の生殖的身体の直接的管理による生殖強制を実現し、剰余労働強制と次世代再生産労働強制との両者の実現可能な新たに創出された形態である。これを「身体管理的生殖強制」と呼ぼう。土地占有的生殖強制から女性生殖権剝奪による身体管理的生殖強制への転換過程——これこそが性・生殖的契機における

本源的蓄積の基本的内容である。

『資本論』(第1部)の「本源的蓄積」論は、直接生産者と生産手段との「結合」論にせよ、両者の「分離」による「自由な」労働者の形成論にせよ、事実上男性家長のみしか適合しない論理によって構成されている。これは生殖＝人口再生産の契機を対象外化した『資本論』が両性関係の内的構造を前提した女性労働者を考察する基本的契機を捨象したためである。その結果『資本論』(第1部)の論理の客観的内容は男性(世帯主)賃労働者または賃労働世帯と、男性(世帯主)資本家または資本家世帯との階級的構造関係の分析のみに限定された論理構造とならざるをえない。これが現行『資本論』の対象領域的限界である。

女性生殖権剝奪の第三・第四段階への移行要因について検討しよう。この時期の性・生殖様式は、「静かな革命」¹²²⁾とも特徴づけられるほどの劇的転換期であるが、その歴史的研究は始まったばかりである。ここでは第二段階から第三・第四段階への移行契機を二点指摘するだけにとどめよう。

第一の契機は、仮説性を免れない要因ではあるが、女性の性欲欲求の減退や「冷感症」的要素を内包し、性的禁欲主義が頂点に達した19世紀後半のヴィクトリアン・セクシュアリティと、一定数の子供の既出産女性による夫にたいする性交拒否または夫婦のセックスレス化傾向であり、このことを前提した生殖管理における女性の間接的主導性の発揮である¹²³⁾。

第二の契機は、19世紀後半期第一波フェミニズムの夫婦内禁欲主義による性交拒否、第一波フェミニズムの別の潮流としての20世紀初頭以降の「出生調整(バースコントロール)」運動、19世紀60年代後半以降の第二波フェミニズムによる生殖権獲得運動というフェミニズム運動の歴史的段階的發展である。

第一の契機としての性交拒否は、18世紀後半以降に早期的に出生調整が開始されたフランスがそうであったように¹²⁴⁾、出生調整への転換の共通した歴史的前提となっているように思われる。19世紀後半の第一波フェミニ

ズムは避妊に反対の立場に立ったが、これは多産の承認ではなく、避妊が女性の性交拒否の論拠を弱め、性的禁欲という純潔主義を動揺させる可能性を孕んでいたからであった。ここには、女性は性欲主体ではないという自己認識と非生殖的性交を不道德と見る性的嫌悪感がある。1970年代合衆国の生殖権擁護（プロ・チョイス）派運動への巻き返しとしての80年代の「生命権擁護（プロ・ライフ）」派運動女性の中絶反対の理由の一つが、夫婦内の性的禁欲の論拠を失うことであったが、それと共通した性格がある¹²⁵⁾。この女性の性的自己認識は排他的性倫理を内面化し、自己の限定された性的社会化体験を前提したものである。

19世紀後半期に性交拒否という態度より広範に出現したと推測される社会現象は、女性の性交欲求の希薄化、「冷感症」化傾向、性的嫌悪感の増大および妻の態度の夫への反作用としての自己の「妻」にたいする性欲減退、その結果としての夫婦のセックスレス化傾向であろう。20世紀には「精神分析」医が職業的に興隆したが、これは、ヴィクトリアン・セクシュアリティ期の産物としての妻の性交欲求欠如・性的嫌悪と性交義務とのほごまで¹²⁶⁾、無数の精神病理現象を社会的に生み出した結果であろう。

第一の契機は仮説でしかないが、女性生殖権剥奪の頂点化の時期に、この体制そのものは不変のまま、低出生率への劇的転換が生じたことへの説明要因となりうるものである。女性の生殖的囲い込みによる生殖強制は女性の性交欲求の生きた存在を前提するものである。女性の生殖権剥奪による性的疎外の極限化は、女性の性交欲求そのものをも剥奪することによって内部崩壊の契機を自ら生み出したと言えよう。

第二の契機の具体的展開については荻野前掲書（1994年/2001年）等の諸論考に譲り、第三段階のセクシュアリティと出生調整運動とのかかわりについて若干の補足をしておこう。

ストーブス『結婚愛』（1918年）は各国に広範に流布し受容された書であるが、ここには完全な結婚生活を実現するための望ましい性的構図が夫達にむ

けて訴えられている。それは、妻のオーガズムを保障した完全な性交を実現するためには、妻の生物学的な「周期的性欲」に適合した夫の禁欲と性交前の毎回の「求愛」(=「前戯」)による妻の性交への許しが不可欠であるという性的構図であり、この延長上には男性の避妊協力を担保しうる性的構図である¹²⁷⁾。この性的構図の前提条件は、女性性欲の生物学的特異性＝脆弱性という認識であるが、19世紀後半期を通じて女性は性交欲求を希薄化させ、あるいはそれを装うことによって、男性の避妊協力の前提条件を歴史的に創出したと言える。ストープスの性行為様式は、女性の性交拒否と夫婦のセックスレス化の歴史を前提して、女性生殖権剝奪体制下で多産負担を回避するための両性の性的調整様式にかんする女性の側からの新たな歴史的提案であり、子作り能力とは別次元の、女性オーガズム授与能力という新たな「男らしさ」の規準の創出として捉えることができる。同時にそれは性行為を、「前戯」を含めて、男性能動・女性受動の一貫した型として完成するものでもあった。

60年代後半以降の第二波フェミニズムは、女性を性的欲求と性行動の主体、すなわち性的権利主体として位置づけ、女性生殖権剝奪体制自体の不当性を問い、男女のセクシュアリティの生物学的区分論に挑戦する中で、文化的性差としての「ジェンダー」概念を獲得しつつ、フェミニズム運動に新たな舞台を設定することとなった。「ジェンダー」概念とは、歴史的には、女性の「人権」としての性的権利と生殖的自由の実現という実践的課題と不可分のものとして形成された概念であると言える。

16世紀以降の400年以上の女性生殖権剝奪の歴史的経験を通じて、歴史認識は両性のセクシュアリティの非生物学的・社会的形成という認識に到達したが、それは同時に資本主義の人口再生産とそれにもとづく資本主義的剰余労働強制とは非生物学的な不安定要因にもとづいているという発見をももたらすものであった。ミレットとファイアストーンの性(生殖)革命論は、歴史貫通的な「家父長制」等の表現形式を除けば、その最初の表明であった

と言える。

〔注〕

88) 以下の歴史的総括の基礎的文献は次の通り。

〔16-19世紀〕第1編103ページ注20), 第2編35ページ注9), 54-57ページ注8), 10), 11), 13), 14), 20)のミース(123-131, 219-265ページ), フランドラン(1987年), 同(1993年), ストーン, ソレ, マクラレン, ルブラン, プライア, ラジェ, 荻野(1990年, 14-67ページ), 落合(1989年, 34-48ページ)の各前掲書のほかJ=L. フランドラン(1989年)『農民の愛と性』白水社, アドリエンヌ・リッチ(1990年)『女から生まれる』晶文社(364-398ページ), バーバラ・ドゥーデン(1993年), 『胎児へのまなざし』阿吽社(85-94ページ), Jean Donison(1877), *Midwives and Medical Men*, London, pp.1-41; Ann Oakley, *Wisewoman and Medicine Man: Changes in the Management of Childbirth*, in J. Mitchell, *et al.* eds. (1976), *The Rights and Wrongs of Women*, Penguin Books, クルト・バッシュビッツ(1970年)『魔女と魔女裁判』法政大学出版局, 上山安敏(1993年)『魔女とキリスト教』人文書院, 小泉英一(1956年)『墮胎罪の研究』雄渾社, ノーマン・コーン(1999年), 『魔女狩りの社会史』岩波書店。

〔19世紀後半-20世紀〕第2編56ページ注13)リグリー前掲書, 荻野美穂(1994年)『生殖の政治学』山川出版社, 同(2001年)『中絶論争とアメリカ社会』岩波書店, 同「人工妊娠中絶と女性の自己決定権」原ひろ子他編(1991年)『母性から次世代育成力へ』新曜社(123-140ページ), マルコム・ボッツ他(1985年)『文化としての妊娠中絶』勁草書房, 川越修他編著(1990年)『近代を生きる女たち』未来社, 石井美智子(1983/85年)『墮胎問題の家族法的分析(一)(二)』『社会科学研究』(東京大学社会科学研究所紀要)第35号第4号, 第36巻第5号, 阿藤誠他編『ジェンダーと人口問題』大明堂, 2002年, 大淵寛他(1981年)『経済人口学』新評論, 前掲『人口大事典』(296-300ページ), Gillis, J.R. *et al.* eds. (1992), *The European Experience of Declining Fertility, 1850-1970: The Quiet Revolution*, Cambridge, MA.

89) 前掲『世界女性会議』, 荻野(2001年)前掲書, 江原由美子編(1996年)『生殖技術とジェンダー』勁草書房, 3-160ページ, ドゥーデン前掲書, 85-94ページ。

90) 外務省監訳(1996年)『国際人口・開発会議「行動計画」』世界の動き社, 35ページ, 前掲『世界女性会議』, 90ページ。

91) 日本政府は違法中絶懲罰法再検討の項の承認を事実上留保した。前掲『世界女性会議』, 36ページ。

92) 石井前掲論文。

- 93) 中絶の法的合法化の「先進」例の合衆国でも「生命権擁護(プロ・ライフ)」派の抵抗で社会的条件の実現は阻まれている。荻野(2001年)前掲書。
- 94) ボツ前掲書, 荻野(1994年)前掲書。「合法」とは脱法的産科医中絶, 非合法とはヤミ中絶。
- 95) マッケンロート前掲書, 岡田前掲書, 103ページ。
- 96) 近代的計画出産化指標は10代および30代以上の女性の出産の低下である(フランドラン(1993年)前掲書, 291ページ)。このような生殖様式は前近代社会にはない。前近代的生殖様式は10代から30代を含めた出産間隔の長期性である。
- 97) フランスの出生登録制は遅れたが、「間引き」や中絶の防遏目的で未婚女性妊娠登録制を16世紀に導入。
- 98) 産婆の用具使用禁止は16世紀以前から。
- 99) Donison, *op. cit.*, pp.21-41, Adrian Wilson, *The Making of Man-Midwifery: Child-birth in England, 1660-1770*, Harvard University Press, 1995, pp.1-5.
- 100) マクラレン前掲書, フランドラン(1987年/1993年)前掲書。
- 101) 「出生力の経済学」, 女性の「機会費用」論, ケンブリッジ「経済人口史」学等の「経済」学的人口論はいずれも「経済外」的強制の非存在を前提して抽象的に理論構成されている。これへの批判として Gillis, *op. cit.*, pp.1-9 参照。
- 102) 荻野(1994年)前掲書。
- 103) フランドラン(1993年)前掲書, ソレ前掲書。
- 104) 18世紀第3四半世紀486.7, 同第4四半世紀505.3. *PHE*, p.254; E.A. Wrigley, *et al. eds.* (1994), *English Population History from Family Reconstruction 1580-1837*, Cambridge p.355.
- 105) フランドラン(1993年)前掲書, 271, 285, 287, 291ページ。フランスの場合18世紀末以前の時期。フランスは婚前妊娠率指標と連動する私生児出生率で比較。
- 106) フランドラン(1987年, 361-363ページ)は18世紀を独身男女のマスターベーション化の時代と特徴づけている。
- 107) 前掲『人口大事典』, 246ページ, 大淵前掲書, 76-79ページ。
- 108) W. マクニール『戦争の世界史』刀水書房, 2002年。
- 109) これは性行為用語の貧困化に反映されている。前近代的性表現の豊富性を示す事例として須藤前掲書, 86ページ, 樋口清之『性と日本人』講談社, 1980年, 230-236ページ。
- 110) 『全集』第21巻, 78-86ページ。
- 111) 同, 73-74ページ。
- 112) 『資本論』I, 637ページ。
- 113) ベーベル『婦人論』岩波書店, 1981年, 219-223ページ。

- 114) マルクスの姦通・買売春批判, 粗野な共産主義の女性物化「共有」論批判は一夫一婦制や排他的性愛の肯定論の論拠とはならないことは, 買売春・姦通を一夫一婦制の「永遠の」道づれ(『全集』第21巻, 76ページ)と見たエンゲルス自身が最もよく理解していた。
- 115) ミレット前掲『性の政治学』, 214-221 ページ, 『全集』第21巻, 55-58, 71, 86 ページ。
- 116) 『全集』第21巻, 77, 87, 176-177 ページ, フーリエ(1970年)前掲書, 210-221 ページ。
- 117) 渋谷正「フォイエエルバッハ・テーゼ」(中), 『経済』No.88, 2002年, 157ページ, 稲子恒夫「家族の起源と将来」『唯物論研究』No.5, 1961年, 87ページ。
- 118) Wally Seccombe, Men's "Marital Rights" and Women's "Wifely Duties": Changing Conjugal Relations in the Fertility Decline, in Gillis, *et al.* eds., *op. cit.*
- 119) 『資本論』I, 220 ページ。
- 120) これは近代の婚姻契約の解消が形式的には可能である点で奴隷労働力の直接的所有権と異なり, 労働の時間限定性が欠如している点で「雇用契約」とは異なる領有託身的関係である。
- 121) 山田良治『土地・持家コンプレックス 日本とイギリスの住宅問題』日本経済評論社, 1996年, 67-154 ページ。
- 122) Gillis, *op. cit.*
- 123) 荻野(1994年)前掲書, 20-28, 210-214 ページ。
- 124) フランドラン(1993年)前掲書, 318-331 ページ。
- 125) 荻野(1994年)前掲書, 20-28, 211-214 ページ, 同前掲書(2001年), 146-160 ページ。
- 126) Seccombe, *op. cit.*, pp.71-72, 74ff.
- 127) ストープス前掲書, 14-68 ページ。

4. 「蓄積過程」論の再検討

(1) 「蓄積過程」論と現代の人口再生産

第4節の課題は、『資本論』の「蓄積過程」論の論理が資本主義の人口再生産にかんするいかなる特質を前提し, いかなる理論的性格を有しているかについて検討しつつ, 現代の先進資本主義の人口再生産と資本主義的蓄積の

現代的特質の解明とを通じて『資本論』の再検討を行うことである。まず「蓄積過程」の論理構造と現代先進資本主義の労働力人口再生産について明らかにしておこう。

「蓄積過程」論は次の二つの論理的仮定が与件として前提されている。

第一に、資本の蓄積運動の場を閉鎖体系として、すなわち他の生産様式の存在を前提しない資本主義的生産様式の単一の体系として考察していることである。第二に、再生産論固有の問題として、現在の再生産を規定する過去の条件が蓄積に適合的な所与的条件として与えられているということ、すなわち追加的生産手段および追加的生活手段と追加的労働力が現存しているということである¹⁾。

この二つの論理的前提は、「生産様式」概念にとって本質的な前提である。第1節でも検討したように、もし資本主義的生産様式が他の生産様式の存在を不可欠の条件とし、とくに直接生産者の再生産が他の生産様式に依存していたとしたら、資本主義は支配的生産様式としては存在できないからであり、賃労働者は自己の再生産のための「必要労働」を全面的に担う「階級」に転化できないからである。また支配的生産様式の直接生産者は再生産されるばかりか増殖可能であり、追加的労働力を供給可能であるということは、当該の生産様式が支配的生産様式に転化するために不可欠の必要条件であり、これは奴隷制・農奴制的生産様式の場合と基本的に同様である。『資本論』の序文でも、二つの論理的前提は、限定 I, II および III でも前提されている²⁾。

この二つの論理的前提を踏まえて、第7編の理論的中核部分である第23章「資本主義的蓄積の一般的法則」の第1-3節を中心に「蓄積過程」論全体の論理を総括的に整理しよう³⁾。

「蓄積過程」論の基本的論旨は、相互に関連した第23章の最初の3節を中心として、次の三つの「一般的法則」として総括できる。

〔第一法則〕 剰余価値の資本への転化としての資本蓄積とは資本による追

加的労働力の充用すなわち可変資本の拡大を本質的内容としており、それは、資本賃労働関係の拡大として、社会的総資本としては資本主義的生産様式の拡大再生産として進行する。

〔第二法則〕 資本蓄積に伴う生産力発展は資本の有機的構成高度化による可変資本部分の相対的比率の低下であるが、この過程は、長期的過程としては、可変資本の絶対的增加とその増加率の通減として進行する。第二法則内への第一法則の個別資本的発現は、社会的に供給された生産過程の発展であるが、それは個別可変資本規模としての「経営規模」拡大のための資本集中の歴史傾向的進行をもたらす⁴⁾。

〔第三法則〕 資本蓄積の労働者階級に及ぼす作用は、相対的過剰人口の累進的生産であり、それは、第二法則による「経営規模」拡大を通じた労働者の協業の発展を基礎として、この法則の発現を「弱化」させるための労働者の計画的組織的抵抗の増大という資本主義的蓄積の歴史的傾向をもたらす。相対的過剰人口生産の基礎は第一および第二法則であり、過去の変資本増加率に規定された「正常な」労働者人口の供給増加率にたいし、現在の可変資本による労働力需要増加率が低下するからである⁵⁾。

第21-22章は第一法則を解明するための章であり、第一法則は第二、第三法則の基礎である。まず第一法則が前提する追加的労働力の内容について確認しておこう。

まず確認されることは相対的過剰人口は追加的労働力にはなりえず、第三法則は第一法則の基礎にはなりえないということである。相対的過剰人口は産業循環や個別産業の急膨張による労働需要急増にたいする「産業予備軍」にすぎない。

相対的剰余価値論では「補助労働力」として重要な意義を与えられている女性労働力および児童労働力——その今日的形態としては親と同一家計に属する若年男女労働力——は、第23章第5節の一般的法則の「例証」の中で、近代的マニファクチュアと近代的家内労働や季節変動する農業労働では大

量に利用され、事実上「産業予備軍」としての機能を果たしていることが例証されているが、この社会層も追加的労働力たりえない。この社会層の労働力利用率が増加する過程では追加的労働力たりうるが、この過程が完了すれば追加的労働力にはならないからである⁶⁾。女性労働・児童労働は、マーガレット・ベンストンが特徴づけているように、『資本論』では「相対的過剰人口」には含められない独自の「産業予備軍」的位置づけが与えられていると言える⁷⁾。

第一法則が対象とする追加的労働力は、結局、労働者人口再生産を通じた新規若年労働力供給による労働者総人口自体の増加分のことであり、I章で引用した『資本論草稿』での「仮定」⁸⁾が『資本論』の「蓄積過程」論でも資本蓄積に不可欠な前提として踏襲されていると言える。しかし第一法則の不可欠の内容をなす労働者人口の絶対的増加にかんしてはかならずしも共通の理解が得られているわけではない⁹⁾。そこで第一法則の内容についてさらに立ち入って考察するために、第23章第5節「資本主義的蓄積の一般的法則の例証」で、第一法則の内容がいかん「例証」されているかについて検討しよう。

第5節では、その冒頭で、資本主義的蓄積の典型的実例として、1811年から1861年までのイングランドとウェールズの総人口の絶対的増加が、増加率表を提示しながら例証されている¹⁰⁾。第5節の末尾の項「アイルランド」では、やはりその冒頭で、アイルランドの総人口動向が取りあげられている。1841年から最新の1866年への人口変化が提示され、アイルランドは1846年の飢饉以後、主として移民の流出によって「20年足らずのうちに人口の $\frac{5}{16}$ 以上を失った」と指摘され、この人口変化にかんして次のような重大な特徴づけが行われている。

「もし、発展した資本主義的生産の国であり、とくに工業国であるイングランドが、アイルランドと同様な人口瀉血しやくけつを受ければ、失血死をきたすであらう。」

「人口減少は、資本主義的生産の発達した国におけるような破壊的結果を招くことはないとはいえ、国内市場に絶えずはね返らずにはおかない。」¹¹⁾

第21章では、資本の再生産条件である労働者階級の維持と再生産を「資本家は……安心して労働者の自己維持本能と生殖本能にゆだねることができる」¹²⁾と指摘されているが、これは当時のイングランドの出生率動向が、その後20年以上にわたる若年労働力人口供給の増加とそれにもとづく労働者人口の絶対的増加を約束していたからである。もし労働者人口の停滞化や絶対的減少が予測される場合には、資本家はとうてい「安心して」いるわけにはいかないであろう。なぜなら労働者人口と可変資本の停滞化ないし絶対的減少は、蓄積され拡大された資本に「破壊的結果」をもたらし、蓄積された資本の「失血死」をもたらさざるをえないからである。「資本」とは「死んだ」労働の体化物としての物的生産手段や不変資本価値それ自体ではなく、資本賃労働関係という「生きた」人間関係を前提した増殖する価値を意味するものであって、可変資本こそがそれに生命を吹き込む「生きた」資本である。したがってたとえば蓄積過程における有機的構成の高度化が、可変資本の停滞化ないし絶対的減少をもたらし、それが、景気循環の一局面としてではなく、長期的構造的に社会的総資本における可変資本の停滞化ないし絶対的減少をもたらしたとすれば、蓄積した資本の蓄積効果自体の「破壊」または資本の「失血死」すなわち「生きた」資本の喪失による剰余価値の喪失は避けられない¹³⁾。労働者人口自体の停滞化ないし絶対的減少によって同様な事態が生じたとしても結果は全く同様である。

資本蓄積の「一般的法則」として、イングランドとアイルランドの事例で例証された内容は、第一法則にかんしては以上のような重大な意味を内包している。序文の限定IIIによって、資本主義的人口再生産の問題は研究対象外にされたが、『資本論』の全体系にとって人口再生産の問題は資本主義的生産様式の生命力に直結する問題であったことを確認しておこう¹⁴⁾。

現代の先進資本主義において資本蓄積の「一般的法則」がいかなるかたち

で発現しているかという問題の検討のために、トルコを除く OECD 所属 23 か国のうち、継起の人口動態統計があり、重要度の高い 19 か国¹⁵⁾にかんして中核的労働力人口の動向について検討しておこう。人口学的用語としての「生産年齢人口」(15-64 歳)ではなく、中核的労働力人口として 20-54 歳男女人口を分析基準とする理由は、この年齢層で男女の現実的「労働力率」が支配的比率となっているからである¹⁶⁾。

まず中核的労働力人口の動向について検討しよう [表 12]。

20 世紀後半の労働力人口増加率は 20 世紀前半およびそれ以前の時期とくらべ、大部分の諸国で低下した。19 世紀から 20 世紀前半期の人口増加率が例外的に低率であったフランスを除けば、20 世紀後半の増加率が 20 世紀前半よりも上昇したのは日本とオーストラリアのみである¹⁷⁾。しかし日本とオーストラリアを含めすべての国で例外なく進行している事態は、1990 年代以降の労働力人口の停滞化傾向であり、ニュージーランドを除いた 18 か国では 2000 年以降の労働力人口の絶対的減少の進行は確実である。この直接的要因は、1950 年代以前の時期には新規若年労働力供給にたいし、引退高年労働力はピラミッド型の人口構成であったのにたいし、1950 年以降には若年労働力比率は低下し、2000 年以降は引退高年労働力比率が上昇して労働力人口構成の逆ピラミッド化が生じているためである。なお日本は、労働力人口の急速な増加を通じて、1970 年代に至るまで強いピラミッド型労働力人口構成を長期的に持続した点で特殊性がある [後掲表 18 も参照]。

若年労働力 (20-24 歳) 供給動向は、長期的には労働力人口動態と労働力人口構成を規定する基本的要因であり、この動向について検討しよう [表 13]。

若年労働力供給は、合計特殊出生率の再生産規準以下の低下により¹⁸⁾、90 年代以降例外なく絶対的減少が進行しているが、ベルギー、カナダ、フランス、合衆国は 80 年代以降、日本とニュージーランドは 90 年代後半以降、他の諸国は 90 年代前半以降に本格的減少が始まった。

長期的な若年労働力供給動向は 1930 年を起点として比較すると、各国の

表12. 中核的労働力人口の

イングランドとウェールズ					スウェーデン				
(年)	①	②	③	④	(年)	①	②	③	④
(1851)	7,979	36	20.9	6.6	(1850)	1,581	45	19.7	8.4
(1901)	15,276	70	20.4	6.9	(1900)	2,161	61	19.7	9.8
(1951)	21,971	100	13.3	11.0	(1950)	3,542	100	13.0	10.7
(1971)	21,547	98	17.3	13.8	(1970)	3,745	106	17.7	13.6
(1991)	23,137	105	16.0	11.6	(1990)	4,115	116	14.6	10.1
(2001)	24,561	112	14.0	11.8	(2000)	4,092	116	12.1	15.0
(2011)	24,547	112	13.5	13.1	(2010)	3,903	110	14.5	15.0
ドイツ					デンマーク				
(年)	①	②	③	④	(年)	①	②	③	④
(1900)	25,006	71	20.4	8.1	(1901)	1,045	50	19.7	8.7
(1939)	35,200	100	11.1	9.7	(1950)	2,075	100	14.3	10.3
(1990)	41,303	117	15.5	11.2	(1970)	2,248	108	18.6	12.8
(2000)	38,497	109	10.6	13.9	(1990)	2,594	125	15.3	9.8
(2010)	36,663	104	12.0	15.3	(2000)	2,629	127	12.1	13.8
(2010)					(2010)	2,412	116	12.1	15.3
ノルウェー					ギリシア				
(年)	①	②	③	④	(年)	①	②	③	④
(1900)	915	55	20.5	8.6	(1907)	1,096	30	19.2	8.4
(1950)	1,653	100	13.9	10.2	(1950)	3,630	100	20.2	7.9
(1970)	1,695	103	18.5	13.6	(1971)	4,007	110	15.8	12.4
(1990)	2,035	123	16.7	9.2	(1991)	4,864	134	16.1	14.0
(2000)	2,187	132	12.3	11.0	(2001)	5,065	140	14.2	11.7
(2010)	2,097	127	13.1	14.6	(2011)	4,860	134	10.8	14.3
アメリカ合衆国					日本				
(年)	①	②	③	④	(年)	①	②	③	④
(1900)	31,154	47	20.3	6.5	(1903)	21,080	58	20.0	8.9
(1950)	66,415	100	15.3	10.1	(1950)	36,037	100	21.4	7.6
(1970)	77,234	116	18.5	11.7	(1970)	54,746	152	19.6	8.1
(1990)	100,192	151	14.5	9.0	(1990)	61,427	170	14.3	12.6
(2000)	105,299	159	12.2	11.0	(2000)	62,261	173	13.5	14.0
(2010)	101,978	154	13.4	15.8	(2010)	56,938	158	11.5	15.7
ニュージーランド					カナダ				
(年)	①	②	③	④	(年)	①	②	③	④
(1901)	352	39	23.6	6.8	(1851)	916	14	24.3	5.3
(1951)	896	100	15.7	9.2	(1901)	2,391	37	21.5	6.8
(1971)	1,203	134	19.5	11.0	(1951)	6,538	100	16.7	8.7
(1991)	1,669	186	16.5	8.3	(1971)	9,599	147	19.7	9.9
(2001)	1,855	207	13.7	10.2	(1991)	13,986	214	14.2	8.6
(2011)	1,901	212	14.7	13.2	(2001)	14,750	226	12.5	11.0
					(2011)	14,251	218	13.6	15.8

- 注) 1) ①: 20-54歳男女人口 (単位: 1000人)。
 ②: その指数 (1950年前後 = 100)。
 ③: 20-54歳人口にたいする20-24歳人口比率 (%)。
 ④: 20-54歳人口にたいする55-59歳人口の比率 (%)。

動向 (OECD 19 개국)

オーストリア共和国					ベルギー				
(年)	①	②	③	④	(年)	①	②	③	④
(1934)	3,566	105	16.5	10.2	(1846)	2,010	47	19.6	7.4
(1951)	3,412	100	14.3	12.0	(1900)	3,052	71	19.9	8.7
(1971)	3,201	94	16.5	12.9	(1947)	4,309	100	15.8	10.9
(1991)	3,980	117	16.2	9.5	(1970)	4,337	101	16.7	12.5
(2001)	3,961	116	11.4	12.2	(1990)	4,867	113	15.1	12.0
(2011)	3,827	112	11.8	13.7	(2000)	5,028	117	12.1	10.9
					(2010)	4,790	111	12.5	15.3
イタリア					ポルトガル				
(年)	①	②	③	④	(年)	①	②	③	④
(1901)	13,843	60	19.1	9.7	(1900)	2,360	60	19.7	8.1
(1951)	23,151	100	17.7	9.2	(1950)	3,928	100	19.4	8.5
(1971)	25,042	108	16.3	12.0	(1970)	3,743	95	16.8	11.8
(1991)	28,662	124	16.5	12.0	(1991)	4,666	119	17.4	11.5
(2001)	29,493	127	12.0	11.5	(2001)	5,180	132	14.6	10.3
(2011)	27,468	119	10.3	13.9	(2011)	5,179	132	11.1	12.5
フランス					スイス				
(年)	①	②	③	④	(年)	①	②	③	④
(1851)	17,660	87	16.9	8.9	(1900)	1,525	64	19.7	9.0
(1901)	18,510	91	17.2	10.3	(1950)	2,365	100	14.8	10.6
(1954)	20,346	100	15.6	13.3	(1970)	2,995	127	17.1	10.9
(1968)	21,488	106	17.6	13.1	(1990)	3,474	147	14.5	10.6
(1991)	27,102	133	15.5	11.0	(2000)	3,393	143	11.1	14.1
(2001)	29,177	143	12.8	10.2	(2010)	3,114	132	11.3	16.1
(2011)	28,225	139	13.5	15.0					
スペイン					オランダ				
(年)	①	②	③	④	(年)	①	②	③	④
(1900)	8,429	70	18.4	8.2	(1899)	2,175	48	20.6	8.9
(1940)	11,964	100	18.2	8.3	(1947)	4,549	100	17.6	9.0
(1970)	15,435	129	16.5	15.4	(1970)	5,901	130	20.4	10.6
(1990)	18,456	154	17.8	12.2	(1991)	7,936	174	15.9	9.1
(2000)	20,658	173	15.0	10.4	(2001)	8,098	178	11.2	11.9
(2010)	20,309	170	10.3	12.3	(2011)	7,588	167	12.6	15.3
オーストラリア									
(年)	①	②	③	④					
(1901)	1,733	46	20.3	5.5					
(1947)	3,730	100	16.4	10.6					
(1971)	5,805	156	18.9	10.4					
(1992)	8,914	239	16.1	8.3					
(2002)	9,531	256	13.2	11.5					
(2012)	9,448	253	13.6	14.4					

2) 2000年以降の数値は1990(-92)年時点での各年齢階層人口による。

3) 日本の2010年の数値は2000年時点での各年齢階層人口による。

出所) 『新版 世界歴史統計』、『人口の動向』。

表13. 若年労働力人口の動向 (OECD 19 か国)

イングランドとウェールズ		スウェーデン		オーストリア共和国		ベルギー		
(年)	①	②	(年)	①	②	(年)	①	②
(1901)	3,121	89	(1900)	426	77	(1900)	606	86
(1931)	3,494	100	(1930)	555	100	(1930)	703	100
(1951)	2,927	84	(1950)	459	83	(1931)	680	97
(1961)	2,877	82	(1960)	466	84	(1961)	517	88
(1971)	3,731	107	(1970)	662	119	(1971)	528	90
(1981)	3,565	102	(1980)	554	100	(1981)	607	103
(1991)	3,692	106	(1990)	601	108	(1991)	645	110
(1996)	3,623	104	(1995)	563	101	(1996)	508	86
(2001)	3,428	98	(2000)	494	89	(2001)	451	77
(2006)	3,170	91	(2005)	487	88	(2006)	461	78
(2011)	3,316	95	(2010)	565	102	(2011)	451	77
(2010)	3,316	95	(2010)	565	102	(2010)	451	77
ドイツ		デンマーク		イタリア		ポルトガル		
(年)	①	②	(年)	①	②	(年)	①	②
(1900)	5,100	83	(1901)	206	65	(1901)	2,640	69
(1933)	6,141	100	(1930)	318	100	(1931)	3,824	100
(1939)	3,903	64	(1950)	296	93	(1951)	4,101	107
			(1960)	381	120	(1961)	4,073	107
			(1970)	418	131	(1971)	4,094	107
			(1981)	372	117	(1981)	4,068	106
(1990)	6,385	104	(1990)	396	125	(1991)	4,725	124
(1995)	4,467	73	(1995)	368	116	(1996)	4,375	114
(2000)	4,091	67	(2000)	317	100	(2001)	3,536	92
(2005)	4,267	69	(2005)	268	84	(2006)	3,019	79
(2010)	4,405	72	(2010)	291	92	(2011)	2,829	74
(2010)	4,405	72	(2010)	291	92	(2011)	2,829	74
ノルウェー		ギリシア		フランス		スイス		
(年)	①	②	(年)	①	②	(年)	①	②
(1900)	188	76	(1907)	210	38	(1901)	3,188	94
(1930)	246	100	(1928)	548	100	(1931)	3,388	100
(1950)	229	93	(1950)	732	134	(1954)	3,182	94
(1960)	210	85	(1961)	725	132	(1962)	2,755	81
(1970)	314	128	(1971)	632	115	(1968)	3,786	112
(1980)	309	126	(1981)	710	130	(1982)	4,232	125
(1990)	339	138	(1991)	784	143	(1991)	4,201	124
(1995)	319	130	(1996)	704	128	(1996)	4,168	123
(2000)	268	109	(2001)	721	132	(2001)	3,746	111
(2005)	257	104	(2006)	635	116	(2006)	3,818	113
(2010)	275	112	(2011)	524	96	(2011)	3,800	112
(2010)	275	112	(2011)	524	96	(2011)	3,800	112
アメリカ合衆国		日本		スペイン		オランダ		
(年)	①	②	(年)	①	②	(年)	①	②
(1900)	6,335	66	(1903)	4,210	77	(1900)	1,554	72
(1930)	9,613	100	(1930)	5,492	100	(1930)	2,150	100
(1950)	10,179	106	(1950)	7,726	141	(1940)	2,182	101
(1960)	9,471	99	(1960)	8,318	151			
(1970)	14,282	149	(1970)	10,728	195	(1970)	2,541	118
(1980)	17,288	180	(1980)	7,841	143	(1981)	2,938	137
(1990)	14,524	151	(1990)	8,800	160	(1990)	3,294	153
(1995)	13,343	139	(1995)	8,895	180	(1995)	3,284	153
(2000)	12,854	134	(2000)	8,421	153	(2000)	3,097	144
(2005)	13,617	142	(2005)	7,488	136	(2005)	2,482	115
(2010)	13,649	142	(2010)	6,547	119	(2010)	2,097	98
			(2015)	6,022	110			
			(2020)	5,904	108			
ニュージーランド		カナダ		オーストラリア				
(年)	①	②	(年)	①	②	(年)	①	②
(1901)	83	73	(1901)	515	56	(1901)	352	60
(1926)	113	100	(1931)	912	100	(1933)	585	100
(1951)	141	125	(1951)	1,089	119	(1947)	613	105
(1961)	158	140	(1961)	1,184	130	(1961)	698	119
(1971)	235	208	(1971)	1,890	207	(1971)	1,097	188
(1981)	273	242	(1981)	2,344	257	(1981)	1,247	213
(1991)	276	244	(1991)	1,992	218	(1992)	1,438	246
(1996)	283	250	(1996)	1,839	202	(1997)	1,329	227
(2001)	255	226	(2001)	1,850	203	(2002)	1,255	215
(2006)	253	224	(2006)	1,865	204	(2007)	1,284	219
(2011)	280	248	(2011)	1,935	212	(2012)	1,287	220

注) 1) ①: 20-24 歳男女人口 (単位: 1000 人), ②: その指数 (1930 年前後 = 100)。

2) 1995 年以降の数値は, 1990 (-92) 年時点の各年齢階層人口による。

3) 日本の 2005 年以降の数値は, 2000 年時点の各年齢階層人口による。

出所) 表 12 と同じ。

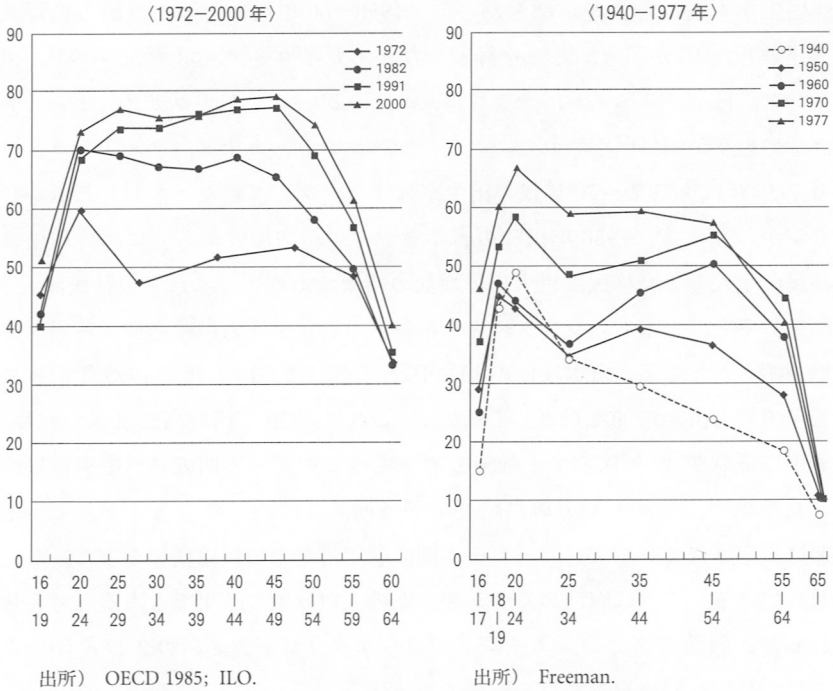
動向の相違が明確になる。1930～40年代に出生率が著しく低下し、合計特殊出生率も人口再生産水準を割って、1950～60年代に労働力供給の絶対減を経験した10か国と、それを経験しなかったイタリア、ポルトガル¹⁹⁾、ギリシア、日本、スペイン、オランダ、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアの9か国に区別される。ニュージーランド、カナダ、オーストラリアの1930年代と1950～70年代の出生率はオランダと大差ないかむしろ低いにもかかわらず²⁰⁾、1950年以降の若年労働力供給増加度がとくに高い理由は移民の流入および移民二世人口の増加の結果である²¹⁾。これらの移民流入3国を除くと、日本とオランダ、とくに日本の若年労働力供給増加の特異な性格が明らかとなる。日本は他の15か国とくらべて、1970年と1995年前後の若年労働力供給増加度が著しく高いが、これは1930年代の高出生率(30.2%)およびそれが40年代前半と戦後の第一次ベビーブーム期の高出生率に接続した結果²²⁾、若年労働力の供給増加が長期的に持続したこと、またその増加に規定されて第二次ベビーブーム期の若年労働力の供給増加をもたらしたためである。これは戦前のファシズム期の人口政策の結果でもありと考えられるが、戦前のファシズム国家ドイツやイタリアを含め、OECD諸国のどこにも見られない日本独自の特徴である²³⁾。

次項では、以上のような労働力人口の先進資本主義各国共通の「一般的」動向と各国の個別的特質とを前提して、現代の資本主義的蓄積の「一般的」特質を検出しよう。これはボーヴォワールの(生殖)視点からの『資本論』再検討の中心問題の一つであり、われわれの考察はその中心部に入ることになる。

(2) 現代における資本主義的蓄積の「一般的法則」：女性労働の脱流動労働力化と労働力利用のグローバル化

現代のOECD23か国においては、農業を含む第一次産業就業人口比率は著しく低下しており、それを供給源とする追加的労働力の可能性はほぼ消失

図3. アメリカ合衆国 女性労働力率



している。また児童労働は今日では使用が禁止され、その今日的形態としての親と同一家計に属する若年労働力も、若年労働力総人口の低下により、その供給は低下せざるをえない。また90年代以降労働力総人口の停滞化は先進資本主義社会で例外なく進行している。このような状況が与件化されている中で資本が中核的労働力として国内労働者雇用を優先するとしたら、資本蓄積の第一法則は、その法則が存在するかぎり、女性労働力の雇用増加となってあらわれるほかはない。女性労働力の雇用問題は現代的資本蓄積の焦点とならざるをえない問題である。

女性労働力雇用動向の歴史的特質は、賃金や労働条件という労働市場的要因よりも、むしろ生殖様式にかかわる結婚、出産、育児といった女性のライフ

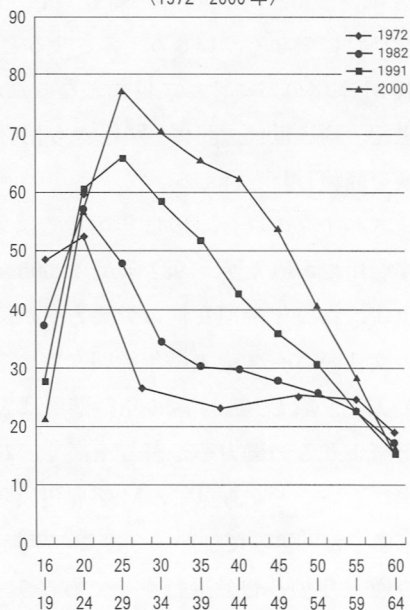
サイクル的要因に規定されていた。この点を考慮し、分析の主要指標として女性の年齢別労働力率の差異と動向を選択しよう。総「労働力率」には自営業就業も含まれてはいるが、この就業率は年齢別差異が少ないので、年齢別労働力率の差異と変動は、主として雇用労働力率の動向を反映している。

OECD 諸国の女性労働力率の動向を示す典型的事例として長期動向資料のあるアメリカ合衆国とスペインについて比較検討しよう〔図3²⁴⁾、図4〕。

アメリカ合衆国の1940年から2000年にかけての60年間の変化は一貫して女性の雇用労働力率の増加傾向を示しているが、とくに特徴的であるのは雇用労働力率の型の変化である。1940年では、20-24歳の未婚年齢女性の雇用率は高いが、その後の年齢層では一貫して低下する型であり、いわば「への字雇用」型であった。これは既婚女性雇用の排除型であったと言える。しかし1950年代から1970年代までは25-34歳の結婚、出産、育児年齢期女性の雇用率が谷となり、その前後で山となるいわゆる「M字雇用」型に転換し、1980年代以降、とくに90年代以降はM字雇用を脱して、出産・育児年齢期女性を含む25歳から49歳までの中核的労働力の雇用率が高い「逆U字雇用」型に転換した。総労働力率は男性より低いとはいえ、労働力率の型は基本的に男性に近い型に接近した²⁵⁾。1972年から82年の10年間には、30-34歳階層労働力率の

図4. スペイン 女性労働力率

(1972-2000年)



出所) OECD 1985; ILO.

20%以上の急上昇と推定される革命的变化が生じた。これは1972年時20-24歳コーホート(同年出生集団)が、30-34歳にかけて、労働力率を低下させないだけでなく、むしろ上昇させるという就業行動の革命的転換を通じて、脱M字化のバイオニア世代となったからである。アメリカ合衆国女性は半世紀、約三世代の間への字からM字、M字から逆U字へと雇用の型の転換を経験したと言える。

スペインの場合、1982年頃まではアメリカ合衆国の1940年と同型のへの字雇用であったが、1982年から2000年にかけて25-29歳、30-34歳の結婚、出産、育児年齢期女性の労働力率が急上昇し、2000年には30-34歳年齢期の女性が20-24歳未婚年齢期女性の労働力率を凌駕するに至った。2000年の25-29歳と30-34歳の年齢階層はM字雇用段階の合衆国の25-34歳年齢階層よりも労働力率が著しく高く、2000年の合衆国の同年齢階層の労働力率に近いことから見て、M字雇用段階を経過することなく、逆U字型へと転換したと言ってよい。今後この年齢階層の年齢進行とともに合衆国と同形の逆U字型へ自然進行するであろう。1982年から91年の時期には、30-34歳階層労働力率の20%以上の急上昇という革命的变化が生じたが、これは82年前後の時期の20-24歳コーホートが、30-34歳にかけて労働力率を低下させないという就業行動の革命的転換を通じて、脱への字化のバイオニア世代となったからである。

合衆国のM字型からの転換としての脱M字化も、スペインのへの字型からの転換としての脱への字化も、その共通した特質は女性が結婚・出産・育児年齢期に雇用労働から引退するという労働力率の変動性が消失し、ライフサイクル的流動労働力形態から基本的に離脱したということである。この変化を「脱流動労働力化」と規定しよう。この転換を判断する指標になるのは20-24歳年齢階層と25-34歳年齢階層との相対的關係である。この点を分析基準としつつ、OECD諸国の代表的な事例を検討しよう〔表14²⁶⁾〕。

15-64歳全体の労働力率は、男性は日本とオランダを除き若干低下したの

表14. 年齢別男女労働力率

(単位：%)

女性労働力率											
	年齢	15-19	20-24	25-34	35-44	45-54	55-59	60-64	15-64	表注	
A	(年)										
	フランス	1967	41.8	60.4	46.7	45.4	48.5	43.1	30.4	47.8	
		1980	18.4	68.0	68.7	64.0	57.2	47.8	27.6	55.1	
		2000	6.0	46.9	78.6	79.9	76.5	51.9	13.5	61.7	
	スウェーデン	1967	50.9*	62.4	51.7	61.7	59.3	43.5*		56.1*	*16-19
		1981	52.2*	82.9	83.6	86.5	84.5	55.3*		76.5*	*55-64
		2000	37.8*	61.6	81.9	87.9	87.0	65.9*		76.4*	*16-64
	アメリカ合衆国	1972	45.4*	59.7	47.5	51.7	53.4	48.3	34.9	51.5*	*16-19
		1989	53.9*	72.4	73.5	76.0	70.5	54.8	35.3	67.8*	*16-64
		2000	51.9*	73.3	76.3	77.3	76.8	61.2	40.1	70.8*	
	イギリス	1975	59.7*	63.9	51.8	66.1	66.3	52.4	28.6	58.6*	*16-19
		1994	58.0*	69.9	71.2	76.5	75.0	55.4	25.5	67.1*	*16-64
		2000	61.6*	68.9	75.3	77.2	75.9	57.6	29.9	68.9*	
	オーストラリア	1980	59.2	71.1	52.3	58.7	47.6	29.1	13.4	51.9	
		1990	56.7	78.9	65.1	72.1	61.0	33.8	16.3	61.5	
		2000	58.7	77.5	69.7	71.4	70.9	41.7	22.3	65.5	
	日本	1980	18.4	70.0	48.7	60.9	62.0	50.5	38.8	52.5	
		1990	17.8	75.1	56.6	66.3	68.8	53.9	39.5	57.1	
	2000	16.6	72.7	63.9	65.3	69.9	58.7	39.5	59.6		
B	(年)										
	イタリア	1980	28.9	57.9	54.6*	46.5*	38.7*	26.7*	11.0	38.4	*25-29
		1988	24.2	62.6	63.5*	59.3*	47.0*	27.3*	10.7	43.1	*30-39
		2000	14.9	50.2	61.8*	63.6*	57.2*	33.4*	8.0	46.3	*40-49 *50-59
	スペイン	1984	34.3*	55.9	45.1	30.8	26.4	22.4	16.6	34.0*	*16-19
		1991	27.8*	60.6	62.3	47.4	33.4	22.6	15.8	42.2*	*16-64
		2000	21.5*	56.9	74.1	64.1	47.4	28.5	16.6	51.8*	
	カナダ	1980	52.8	74.3	62.8	61.2	52.9	38.9	25.0	57.2	
		1992	52.4	75.9	76.0	77.5	70.7	47.7	23.4	67.9	
		2000	51.8	73.9	79.7	80.2	75.5	53.2	27.2	70.5	
	オランダ	1990	41.9	77.0	65.6	59.8	46.0	25.8	7.8	53.1	
		1998	56.0	77.6	78.5	70.9	60.8	32.8	8.6	62.9	
男性労働力率											
	年齢	15-19	20-24	25-34	35-44	45-54	55-59	60-64	15-64	表注	
A	(年)										
	フランス	2000	11.4	55.5	93.7	95.9	92.8	65.8	15.5	74.4	
	スウェーデン	2000	32.0*	70.0	88.6	92.1	91.1	72.8*		81.2*	*女性と同区分
	アメリカ合衆国	2000	53.0*	82.6	93.4	92.6	88.6	77.1	54.8	83.9*	*女性と同区分
	イギリス	2000	63.9*	81.9	93.8	93.3	88.1	74.8	50.3	84.3*	*女性と同区分
	オーストラリア	2000	54.6	85.0	91.9	91.6	87.1	73.2	46.9	82.0	
	日本	2000	18.4	72.7	96.2	97.7	97.0	94.2	72.6	85.2	
B	(年)										
	イタリア	2000	21.9	63.6	81.1*	94.7*	95.1*	69.2*	31.4	74.3	*女性と同区分
	スペイン	2000	32.8*	66.7	92.3	95.3	90.6	75.6	42.8	79.1*	*女性と同区分
	カナダ	2000	51.8	79.9	91.6	92.4	88.9	72.9	46.1	82.1	
	オランダ	1998	56.2	61.0	94.9	95.1	90.8	66.7	23.2	82.8	

出所) OECD 1985; OECD 2000.

表15. 25-34歳女性労働力率動向

(単位: %)

年		1967	70	75	80	85	90	95	2000	
A	フランス	a	46.9	52.2	62.0	68.7	72.5	76.1	78.7	78.6
		b	-13.7	-13.4	-5.4	+0.7	+6.4	+18.6	+31.8	+31.7
	スウェーデン	a	51.7	60.7	71.3	81.3	87.9	88.4	82.7	81.7
		b	-10.7	-4.5	-2.4	-0.5	+6.7	+7.6	+16.4	+20.3
	ノルウェー	a			50.6	62.9	72.7	76.6	78.4	81.7
		b			-5.9	-1.8	+3.8	+9.5	+13.9	+12.8
	アメリカ合衆国	a	41.5	44.7	54.9	65.5	70.8	73.5	77.2	76.3
		b	-11.0	-12.6	-9.4	-3.4	-0.1	+2.2	+2.3	+3.0
	イギリス	a	41.8	53.3	51.8	56.1	62.2	70.0	71.6	75.3
		b	-20.0	-16.9	-12.1	-11.8	-9.1	-5.5	+2.5	+6.4
	ニュージーランド	a						61.5	66.2	67.1
		b						-10.0	-10.0	+0.8
	オーストラリア	a	35.9	42.6	48.4	52.8	57.6	65.1	67.5	69.7
		b	-25.7	-19.9	-16.9	-18.7	-16.0	-13.8	-9.6	-7.8
日本	a	50.1	46.8	43.2	48.7	52.2	56.6	60.3	63.9	
	b	-19.9	-23.0	-23.0	-21.3	-19.7	-18.5	-13.8	-8.8	
B	ポルトガル	a			53.4	64.8	73.6	77.7	80.4	82.1
		b			-5.7	-5.0	+7.0	+8.7	+24.3	+23.3
	イタリア	a	35.7*	30.8*	35.5*	54.6*	58.2*	65.2*	59.0*	61.8*
		b	-13.0*	-12.4*	-8.7*	-3.3*	-0.9*	+2.6*	+9.9*	+11.6*
	スペイン	a			30.8	36.0	47.0	60.2	67.7	74.1
		b			-23.9	-19.2	-7.5	-0.6	+8.9	+17.2
	カナダ	a			52.9	62.8	71.3	71.0	76.1	79.7
		b			-14.1	-11.5	-4.4	-0.1	+2.8	+5.5
	ドイツ	a	45.9	47.6	54.3	61.1	60.9	65.2	73.2	76.3
		b	-12.8	-20.3	-13.4	-11.9	-8.3	-5.9	+4.1	+7.5
	オランダ	a			31.3	40.9	50.9	65.6	74.2	78.5*
		b			-29.4	-26.6	-8.9	-11.4	-3.5	+0.9*

注) 1) aは25-34歳労働力率, bはaと20-24歳労働力率との差。

2) *のイタリアは表14と同区分, *のオランダは1998年。

出所) 表14と同じ。

にたいし²⁷⁾, 女性は顕著に上昇している。この変化は一般的に労働力の「女性化 feminization」²⁸⁾と特徴づけられているが, 変化の内容には類型的相違が内包されている。A欄記載のA群に属する諸国はかつてM字雇用であったが²⁹⁾, 表記載の中間年を転換期として脱M字化を完了した4か国および現在もM字雇用が持続している日本とオーストラリアである³⁰⁾。B欄記載

のB群に属する諸国はかつてへの字雇用であったが、表記載の中間年を転換期として脱への字化を完了した4か国である。イタリアとスペインは全体の労働力率はオーストラリアと日本より低い、労働力雇用の型は脱流動労働力化を完了している点でオーストラリアと日本とは質的に異なる。この2か国を除くA群とB群とは脱流動労働力化の経路が典型的に異なっている。

脱流動労働力化のテンポと時期を判断するため、25-34歳年齢階層の労働力率を20-24歳年齢階層のそれとの差を付して時系列的に検討しよう。

表15は時系列的变化を追跡可能な主要14か国の資料である。1970年代以降いずれの国でも25-34歳女性と20-24歳女性との雇用率は縮小し、1980年代から90年代にかけて、オーストラリアと日本を除き、順次、脱流動労働力化を完了した。

この女性雇用動向の特質を人口再生産動向と関連づければ次のような特質がある。

第一に、M字雇用化が生じたA群に属するのは、日本を除けば、戦前期の1930年代に出生率が低下し、子供二人以下の少子家族の伝統が早期に形成された諸国であり、ニュージーランドとオーストラリアを除けば1950~60年代に若年労働力供給が減少し、労働力総人口の一時的停滞化が生じた国である。しかしこのM字雇用化は絶対的傾向ではなく、蓋然的傾向である。

第二に、ニュージーランド、オーストラリア、日本のM字雇用の長期存続にせよ、B群への字雇用の長期存続にせよ、女性労働の流動的労働力形態の長期存続の条件は、若年労働力供給の停滞または減少が、中核的労働力総人口の長期的停滞化をもたらすほど持続せず、全体として中核的労働力供給増加が長期に持続した場合であり、これは日本とオーストラリアを含め、すべてに該当する一般的傾向である。

第三に、結果が未確定な日本とオーストラリアを除けば、女性労働の脱流動労働力化の条件は若年労働力供給の停滞化ないし減少が中核的労働力総人口の一時的でない停滞化をもたらした場合であり、これは12か国すべてに

該当する一般的傾向である。

第四に、日本とオーストラリアを除いた多くの事例で、25-34歳年齢階層の労働力率が20-24歳年齢階層労働力率に接近したある段階で、この年齢階層の労働力率が10年間で約15%から20%以上の急上昇という革命的变化が生じ、ほぼ10年程度で脱流動労働力化を基本的に完了することである。これは20-24歳年齢女性が、その時点で、脱流動労働力化すなわち恒常的労働力化のパイオニア世代として30-34歳に至る10年間で逆U字化への質的転換を引き起こしたからであると推測される。

第三、第四の特質を前提すれば、オーストラリアはニュージーランドから5年程度遅れて、2005年前後の時期に脱流動労働力化を完了すると予測することができよう。

日本の動向にかんしては、2000年時点までの数値のみでは予測的判断はできない。八代尚宏『少子・高齢化の経済学』（東洋経済新報社、1999年、43-45ページ）は30-34歳年齢のみを谷とするM字雇用が2050年まで長期存続するという予測値を公表している。そこでまずこのようなM字長期予測は日本のみを唯一の「例外」とする予測なのか、それとも他のOECD諸国にも適用可能な予測なのかについて検討するために、30-34歳年齢階層区分資料のあるILOの最新資料によって検討しよう〔表16³¹⁾〕。

30-34歳年齢階層区分資料も、表14、15と基本的に同じ結果を示している。資料のある21か国中、オーストラリアと日本を除く19か国が脱流動労働力化を完了したか、ほぼ完了しつつある。これは脱流動労働力化のパイオニア世代の年齢進行が、25-29歳年齢期と30-34歳年齢期の谷を順次引き上げていくからであると推測される。イギリスとスイスにかんしては30-34歳年齢階層区分資料がないが、労働力率の長期動向から判断してイギリスは脱流動労働力化を完了し、スイスは完了しつつあると見てよい³²⁾。OECD 23か国中21か国が脱流動労働力化を達成したか、達成しつつあると言える³³⁾。M字長期存続予測をオーストラリアに適用できないとしたら、八代前掲書

表 16. 30-34 歳女性労働力率 (OECD 21 か国)

(単位: %)

(年)	30-34 歳	20-24 歳との差	(年)	30-34 歳	20-24 歳との差
スウェーデン 2000	83.8	+23.3	スペイン 2000	70.5	+13.6
オーストリア 2000	79.1	+12.5	カナダ 2000	79.5	+5.6
ベルギー 2000	81.4	+26.9	フィンランド 2000	80.3	+14.0
ドイツ 2000	76.1	+8.5	アイスランド 1999	85.6	+4.5
デンマーク 1997	86.4	+8.6	ルクセンブルグ 1999	68.3	+17.6
イタリア 2000	64.1	+13.9	オランダ 2000	77.7	-1.3
ポルトガル 2000	82.1	+23.3	ニュージーランド 2000	64.9	-1.7
ノルウェー 2000	82.7	+13.8	アイルランド 1998	67.6	-1.4
ギリシア 1999	68.7	+9.2	オーストラリア 2000	66.9	-11.2
フランス 2000	77.9	+31.0	日本 2000	57.1	-15.6
アメリカ合衆国 2000	75.6	+2.3			

出所) ILO.

予測は OECD 23 か国中日本一国のみ M 字雇用が長期存続するという「例外」的事態を予測していることになるが、この強固な「例外」性を成立させる日本の独自の「例外」的特殊要因については何ら明示されていない。

日本の M 字雇用の現在までの長期存続を規定している例外的特殊条件を、OECD 23 か国と比較した上で析出しつつ、女性雇用労働の脱 M 字化についての予測的検討を行おう。まず M 字雇用の動向を年次別およびコーホート別に検討しよう。

表 17 は横欄に各コーホートのライフコース数値が表示されており、斜方配列数値が年次別動向を表示している。図 6 はそれを図示したものである。図 6 の年次別動向の場合、30-34 歳年齢階層を底とする V 字谷はその型を変えずに上方移動しているかのような外観を与える。八代前掲書の予測は、基本的に、この V 字谷をさらに上方に移動したものである。しかしこのような年次別動向は女性のライフコースの実態の変化を反映してはいない。

女性のライフコースの実態を反映したコーホート別労働力率動向は各コーホートのライフコースの相違とその動向を鮮明に反映している。団塊世代を中心とした 1970 年 (20-24 歳) コーホートは M 字雇用の山と谷の差が最大の

表17. 日本 コーホート別女性労働力率

(単位: %)

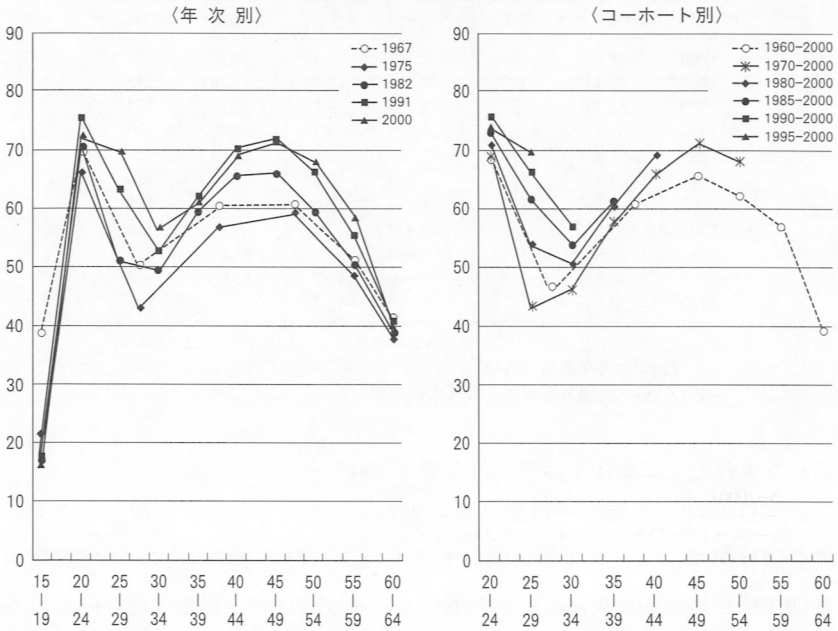
20-24歳 コーホート (年)	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60-64 歳
60年コーホート (1960-2000)	68.4	46.6			61.8	65.9	62.6	57.0	39.5
		46.8		60.9					
65年コーホート (1965-2000)	69.5	44.2		55.5	65.8	68.0	67.1	58.7	
		48.7							
70年コーホート (1970-2000)	69.0	43.5	46.5	57.9	66.3	71.3	68.2		
75年コーホート (1975-2000)	66.6	49.4	50.6	59.6	69.5	71.8			
80年コーホート (1980-2000)	71.1	54.1	50.7	60.5	69.3				
85年コーホート (1985-2000)	73.3	61.8	53.7	61.4					
90年コーホート (1990-2000)	75.9	66.4	57.1						
95年コーホート (1995-2000)	74.1	69.9							
2000年 コーホート (2000)	72.7								

出所) OECD 1985; ILO.

ライフコースを経験した世代であるが、その後の各コーホート世代は20歳から34歳へのライフコースの方向転換を行い、しだいにV字谷を浅くしてきている。団塊第二世代である1995年(20-24歳)コーホートと2000年(20-24歳)コーホート(労働力率72.7%)の今後のライフコースは未定である。しかしこの世代の30歳以降のライフコースがその母親世代や先行世代と同形のV字谷コースを再現するという積極的根拠は何もないであろう。

日本の女性労働力雇用の動向を確実に予測するためには、OECD 22か国の女性労働力雇用動向の全経験を基礎として判断する必要がある。女性労働

図6. 日本 女性労働力率



出所) 表17と同じ。

の脱流動労働力化の遅速を決定した究極的要因は福祉国家類型差や労働政策の相違によるものではない。ニュージーランドとオーストラリアは労働政策による女性の労働条件良好度の面で、オランダは家族的福祉充実度の面で、イタリアとスペインよりはるかに先進的であるが、脱流動労働力化はイタリアとスペインより遅れ、OECD諸国の中で最も遅れた部類に属するからである。また女性選挙権という民主主義的伝統の長さによるものでもない。ニュージーランドとオーストラリアは最も長期の女性選挙権の伝統があったにもかかわらず、脱流動労働力化は最も遅い部類に属するからである。また宗教的文化的相違や家族形態の相違によるものでもない。日本はこれらの諸要因の面ではOECD諸国の多様な変異幅の中に包摂され、日本独自の例外

表 18. 中核的労働力 (20-59 歳男女) 人口の動向 (日本)

(年)	20-54 歳	(指数)	55-59 歳	(%)	20-59 歳	(指数)
1950	36,037	100	2,749	7.6	38,786	100
1960	44,122	122	3,641	8.3	47,763	123
1970	54,746	152	4,455	8.1	59,201	153
1980	60,478	168	5,613	9.3	66,091	170
1990	61,427	170	7,725	12.6	69,152	178
1995	63,177	175	7,953	12.6	71,130	183
2000	62,261	173	8,734	14.0	70,995	183
2005	59,307	165	10,442	17.6	69,749	180
2010	56,938	158	8,916	15.7	65,854	170
2015	55,160	153	7,800	14.1	62,960	162
2020	52,949	147	8,115	15.3	61,064	157

注) 実数は単位 1000 人, % は表 12 の④と同じ。2000 年以降は 2000 年時点での各年齢階層人口。
出所) 『新版 世界歴史統計』, 『人口の動向』。

的特殊条件として析出できるような要素はない³⁴⁾。

OECD 諸国の女性労働の脱流動労働力化の遅速を基本的に規定した究極的要因は労働力人口再生産の動向であった。したがって日本の M 字雇用の長期存続を基本的に規定してきた要因も、まず労働力人口再生産動向の日本の特殊性の中に求める必要がある。

日本の労働力率の特殊性は 55-59 歳年齢階層の労働力率が著しく高く、しかもそれが男女とも上昇しているということである〔表 14 参照〕。したがって中核的労働力の実際の動向を把握するためには、日本の場合、20-59 歳年齢階層全体の動向を把握する必要がある〔表 18〕。

20-54 歳年齢階層と比較した 20-59 歳年齢階層動向の特徴は、1970 年代以降の増加率がより高いこと、移民流入 3 国を除いた OECD 16 か国中、20 世紀後半の労働力人口増大率 (指数 183) は、日本が最大であること〔表 12 参照〕、総労働力人口の減少の本格的開始は、1995 年ではなく 2005 年以降であること、1995 年から 2005 年までの間は約 7000 万人という最大労働力人口を維持するが、その時期に高年労働力の比率が急増し、2005 年には 17.6% といういずれの OECD 諸国も過去に経験したことのない最大比率に達する

ことである。55-59歳の高年労働力率は男女とも増加しているため労働力供給圧力は2005年まで増大傾向が持続すると見てよい。OECD諸国で90年代以降急速に進行した脱流動労働力化、ないしオーストラリアを含めればそれへの接近とは異なって、日本のみM字雇用が長期持続しており、2000年時点の30-34歳労働力率が57.1%という最低水準であるという特殊要因は、2005年まで長期持続する労働力供給増加とその高増加率および高年労働力の異常な増大という他のOECD諸国のどこにも見られない日本独自の要因に規定されていると言ってよい。

1995年から2005年までの期間の20-59歳労働力供給の特殊な事態が発生するのは、1995年から始まる20-24歳若年労働力の減少にたいし〔表13〕、55-59歳高年労働力増加がほぼ拮抗し、相殺されているからである。

しかしこの特殊条件は2005年から2015年の間に劇的に消失し、労働力総人口の激減に転換する。第二次ベビーブーム(団塊第二)世代以降の若年労働力と第一次ベビーブーム(団塊)世代以降の高年労働力とが同時減少するからである。この転換期の決定的時期は1947-49年生まれの団塊世代の中央コーホート(1948年生まれ)が60歳を超える2008年である³⁵⁾。30-34歳年齢としてこの時期を迎える女性コーホートは、2005年に際会する団塊第二世代の1995年(20-24歳)コーホート、2010年に際会する2000年(20-24歳)コーホート、2015年に際会する2005年(20-24歳)コーホートである。OECD諸国の全経験から判断して、団塊第二世代によるM字縮小の先行的ステップを前提した2000年(20-24歳)コーホートが、日本の脱流動労働力化のパイオニア世代となる公算はきわめて高い。長期存続した日本のM字雇用からの離脱が2010年、遅くとも2015年までに完了するという時限的必然性のカウント・ダウンはすでに設定されていると言える。

この脱M字転換は、長期存続してきた日本の家族構造、経済構造、福祉構造の転換といかなるかかわりを有するかという広範な諸問題を提起するものである。しかしここでは「ロードスの」認識論の立場から³⁶⁾、日本の脱

流動労働力化は2005年から2015年の間に歴史的「事実」に転化するということのみを前提して、『資本論』の再検討を行うことにしよう。

現代先進資本主義では、女性労働の脱流動労働力化は例外なく貫徹する「必然」的事態であるとするれば、これはいかなる経済学的意味を含意しているのだろうか。これは、リカードの国際分業（「比較優位」）論が前提する資本と人口の国際的移動制約（リカード命題）³⁷⁾が、現代でもなお相対的制約として作用している世界の中での、資本蓄積の「一般的法則」（第一法則）の現代における貫徹形態である。リカード命題とマルクス命題の両者が共に成立していないとしたら、女性労働の脱流動労働力化は例外なき「必然」的事態とはなりえないからである。ここで資本主義的蓄積の第一法則の現代的存在を「一般的法則」として再確認しておこう。

資本蓄積の第一法則は、資本主義的生産様式の歴史的生存のための基本法則であるとしたら、現代的資本蓄積は女性労働の脱流動労働力化という追加的労働力獲得の一時的方法にとどまることはできない。国内における追加的労働力源泉を喪失した現代資本主義はその外部に追加的労働力源泉を求めざるをえない。事実、20世紀末における資本と労働力との国際移動は、それ以前の時代には存在しなかったような新たな段階的特質を帯びており³⁸⁾、「グローバル資本主義」と特徴づけられている。しかし「グローバル」資本とはその運動領域の新たな拡大を意味するものではない。資本は、その運動領域としては、「世界システム」論が強調しているように、本源的蓄積期から「グローバル」であったからである。それは直接的生産過程の労働力利用における大規模な外部化としての「グローバル」化すなわち「地球化 *globalization*」であって、それは資本の根源的生命力としての労働力人口の拡大再生産という内在的能力を喪失したことの発現形態にほかならない。女性労働の脱流動労働力化と労働力利用のグローバル化とは、現代的人口再生産を資本蓄積の歴史的所与とせざるをえない現代的資本蓄積の「一般的法則」の二つの発現形態である。労働力自由処分権が制約されており、資本にとつ

ていけば第二級の労働力である女性労働力の利用と、言語的コミュニケーションの制約から、資本による労働指揮と資本主義的協業とに制約条件があり、資本にとっていけば第三級の労働力である外国人労働力の利用が、現代的資本蓄積にとっては不可避的蓄積条件とならざるをえないのである。

女性労働の脱流動労働力化と労働力利用のグローバル化は先進資本主義すなわち最高度の資本蓄積段階における例外なき歴史的必然であるとしたら、資本蓄積の第一法則はたんなる反復としての再生産的法則ではなく、蓄積様式の歴史的転換契機を内在した歴史法則でもあったことを実証している。その歴史法則としての内容を明確にするため、資本主義的人口再生産と性・生殖様式とを資本蓄積の第一法則に包摂させながら、その内容を総括しよう。

先進資本主義を中心に資本主義的蓄積の第一法則を歴史的に総括すれば、次の三つの局面に区分される。

第一局面。18世紀30年代以降または18世紀後半から19世紀末までの資本主義的労働(賃労働と家事労働)の担い手としての労働力人口の急増期としての約150年間。女性生殖権剥奪体制の成立・発展による世帯主制家族の人口の拡大再生産、女性の性的疎外と両性の分裂的セクシュアリティの世代を通じた量的質的蓄積=拡大再生産および性交欲求を剥奪された女性とセックスレス傾向夫婦カップルの累進的生産が、資本主義的生産様式の世代的拡大再生産の結果として不可逆的に進行する。労働および性・生殖行為における主体的行為の二重剥奪によって身体物化が極限化した中産階級女性を中心として、性差別からの解放運動(第一波フェミニズム運動)が女性の性的疎外の頂点化の時期(19世紀後半)に産出される。

第二局面。19世紀末から20世紀末までの少産化を通じた次世代人口の絶対減を含む停滞化による労働力総人口の逡減的増加期としての約100年間。生殖強制による多産を回避する行動として、晩婚・非婚、避妊、合法的・非合法的中絶の中産階級女性の性的志向が、労働者階級女性を捕え、夫婦のセックスレス傾向を歴史的前提として労働者階級男性を巻き込むことによ

り、波動性を伴いつつ労働力人口再生産様式の転換過程が、資本蓄積とともに不可逆的に進行する。生殖強制による多産の回避運動の母から娘への世代継承という息の長い「静かな革命」運動は、少産化によるより少数の次世代人口という人的基礎を次世代のさらなる運動の土台として相続継承させるという運動様式である。これは結婚・非婚行動、性行動、生殖・育児行動という日常生活行動としての運動であり、行動参加者がかならずしも「フェミニズム」とは自覚しない運動である。これをスミスの表現として「見えざるフェミニズム invisible feminism」と規定すれば、資本蓄積の第二局面は見えざるフェミニズムの世代的蓄積＝拡大再生産過程である。

第三局面。20世紀末以降の労働力総人口の絶対減を含む労働力総人口の停滞期。見えざるフェミニズムの世代的蓄積、すなわち労働力人口停滞化と労働力人口高度化（高齢化）が、女性労働の脱流動労働力化と労働力利用のグローバル化という資本蓄積の目に見える様式転換として発現した局面。性・生殖的行為と労働行為との両側面における性別役割分割からの女性と男性との解放による両性人格の全面発達の可能性の獲得とその実現過程を「ジェンダー革命」と呼ぶとすれば、女性労働の脱流動労働力化はその第一歩である³⁹⁾。労働力利用のグローバル化とは、「生産様式」の一国的成立不可能性の結果「グローバル生産様式」としてのみその再生産を確保していることの表現である。グローバル資本の不断の蓄積運動は、不断の労働力と資本の国際的移動運動に直結するという世界経済的動揺性を内在している。グローバル資本蓄積はグローバル産業予備軍の創出によって、先進社会のジェンダー革命の進行を遅らせるが、他方、他地域の資本蓄積様式の局面転換をグローバルに推進して、グローバル・フェミニズムの生産・蓄積とグローバル・ジェンダー革命の時限的必然性を蓄積する。

資本蓄積の第一から第二、第三局面への転換は先進資本主義すなわち高度蓄積に内在する歴史法則である。後発資本主義は内的局面転換を先進資本主義から多少後らせながらも、転換を加速化し、先進資本主義の局面転換へと

同調する傾向がある。

『資本論』(I, 第24章第7節)の「資本主義的蓄積の歴史的傾向」論は、資本蓄積の第二法則と第三法則とを基礎にして、生産手段の社会的所有にもとづく高次生産様式(社会主義)の歴史必然的産出を予測した。しかしこのマルクスの「ロードスの」予測は高度資本蓄積を前提した先進資本主義にたいしては130年以上も的中していない。先進資本主義では、第二・第三法則に根拠をもつ労働者の協業にもとづく計画的組織的抵抗は、資本蓄積の運動と必然的に連動して発展しているわけではない。また先進資本主義の資本蓄積の例外なき「一般的法則」としての見えざるフェミニズムの社会的蓄積が予測されているわけでもない。この予測と現実との乖離はかならずしも第二・第三法則の存在自体を否定するものではなく、むしろ第一法則と第二・第三法則との歴史的相互作用が十分に解明されなかったためであると思われる。たとえば『資本論』では、労働者男性(夫)が産業予備軍としての妻の労働力を労働市場から引き上げ、「家族賃金」を要求することは労働者の組織力向上を意味するのか、それとも家族を背負った労働力「商品」販売者としての労働者相互の競争を激化させることになるのかという現実問題に回答しうるような理論的検討は欠落している。また労働者女性が非婚化・少産化による労働力供給制限を行うことは、クララ・ツェトキンの主張のように階級闘争の「兵士」の供給を減じ闘争力を弱めることになるのか、それとも初期サンガーの主張のように階級闘争の武器になるのかという現実問題⁴⁰⁾に回答しうるような理論的検討も欠落している。また資本蓄積の第三局面は資本主義的生産様式の最終局面を意味するか否かという現実問題に十分な回答を与えうるような理論的検討も行われてはいない。

これらの現実問題を解明するためには、その前提として、資本主義的生産様式の歴史的発展力としての資本主義的生産力と私的所有の両性関係視点からの再検討、特に必要労働と剰余労働との関係の問題および労働者による私的労働の問題の両性関係視点からの再検討が不可欠である。次章では、資本

蓄積の第三局面を念頭に置きつつ、「必要労働」論および「私的労働」論の再検討を行おう。

〔注〕

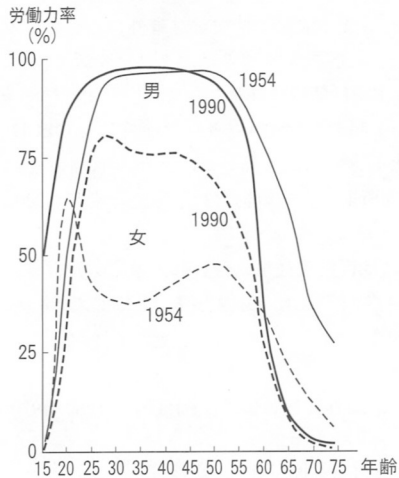
- 1) 『資本論』I, 756-757 ページ。
- 2) 第2編, 13-22 ページ参照。
- 3) この総括にあたっては、蓄積論の叙述としてマルクス自身が重視した『フランス語版 資本論』(法政大学出版局, 1979年), 林直道編訳『資本論 第1巻 フランス語版』(大月書店, 1976年)も参照しつつ, またフランス語版(原書)も対照して「資本主義的蓄積の一般的法則」についての最も的確な理論的整理を行った中川スミ「マルクス相対的過剰人口論の基礎視座——労働者人口増大の想定の意味するもの——」『高田短期大学紀要』第3号, 1985年, 同「蓄積・集積・集中の論理構造」(1)(2・完)『高田短期大学紀要』第7, 8号, 1989, 1990年, 同「資本蓄積と相対的過剰人口・労賃」『経済』新日本出版社, 1973年3月号, 同「資本の蓄積」林直道『フランス語版資本論の研究』大月書店, 1975年所収の諸論考を基礎とした。しかし総括的要約は筆者の責に帰する。
- 4) 前掲『資本論 第1巻 フランス語版』96-97 ページ。
- 5) 同, 103-104 ページ。
- 6) 『資本論草稿集』⑥, 674-675 ページ参照。
- 7) 第1編, 119 ページ。既婚女性労働力と児童労働力はその賃金収入が世帯総収入の一部を構成するものであるかぎり, 「相対的過剰人口」には含まれない。
- 8) 第2編, 3 ページ。
- 9) 中川(1985年)前掲論文, 61-71 ページ。なお本稿では第二・第三法則の理解については中川前掲諸論文(とくに1985年/1989, 90年)を前提する。参照されたい。
- 10) 『資本論』I (新日本出版社), 1109-1110 ページ。
- 11) 同, 1191, 1198, 1202 ページ。
- 12) 同, 977 ページ。
- 13) 次の例で説明しよう。社会的総資本(個別資本, 個別部門の問題は捨象する)の総生産物価値が $100c + 100v + 100m$ で構成されている場合, 有機的構成の高度化した新資本 $100c + 50v + 50m$ が蓄積されたとすれば, 総計 $200c + 150v + 150m$ で資本は拡大したことになる。しかし旧資本の更新により, 全資本が $200c + 100v + 100m$ に転換されたとしたら, 剰余価値は縮小し, 増殖する価値としての「資本」の成果は元の規模(100m)に縮小されたことになり, 蓄積資本価値は結局「失血死」(=剰余価値喪失)したことになる。その後有機的構成不変の蓄積を再開し,

400c + 200v + 200m に達したとすれば、その時はじめて「資本」規模は2倍化する。レーニンは可変資本規模不変のまま有機的構成が高度化する再生産表式を示し、その資本主義的現実性を否定しているが(レーニン『全集』第1巻、84ページ)、同じ問題を提起している。また単純再生産のまま資本更新によって有機的構成高度化が生じたら、それはより「破壊の結果」をもたらす。なお生産力発展による相対的剰余価値生産は可変資本の縮小による剰余価値の全体的低落を阻止できない。

- 14) 『資本論』で資本蓄積の「従属変数」とされている人口要因は相対的過剰人口のみであって、労働者人口一般ではない。労働者人口増加は、それが「仮定」されているだけである。『資本論』では検討対象外にされている労働者人口一般を資本蓄積の「従属変数」と解釈することは、クノーやカウツキーを含む「20世紀マルクス主義」的『資本論』解釈にはかならない。中川(1985年)前掲論文参照。
- 15) トルコ(第一次産業人口比48.5%)を除外したOECD23か国中、ギリシアの第一次産業人口比17.8%は最も高いが、1970年代日本と同水準である。国立社会保障・人口問題研究所編『人口の動向』厚生統計協会、2002年(以下『人口の動向』と略記)、144ページ。
- 16) 「労働力率」には自営業従事は含まれ、家事労働従事は含まれない。年齢別労働力率は後掲表14参照。以下「労働力率」とは就業労働力率のことである。
- 17) スペインは不明。
- 18) 『人口の動向』、53ページ。
- 19) ポルトガルは、国外移住により、例外的に1960-1970年前後に絶対減を経験している。ミッチェル前掲書。
- 20) 表7、表8、『人口の動向』、53ページ。
- 21) カナダ(1951-90年)は、総人口にたいし年々7~10‰、オーストラリア(1951-86年)は、同5~12‰、ニュージーランド(1951-70年)は、同4~7‰の移民の流入があった。ミッチェル前掲書。
- 22) 1941-43、47-50年の平均出生率は31.8‰。日本の1931-50年の出生率は、表7、8のOECD21か国(22地域)で最大値である。ミッチェル前掲書。
- 23) 表7、表8参照。岡田實『現代人口論』中央大学出版部、1996年、71ページ、阿藤誠編『先進国の人口問題』東京大学出版会、1996年、222、262ページ、同『現代人口学』日本評論社、2000年、90ページ参照。
- 24) Jo Freeman, *Women: A Feminist Perspective*, 2d ed., Mayfield, 1979, p.108; OECD, *Labour Force Statistics 1965-1985* (以下OECD1985と略記); ILO, *Year Book of Labour Statistics* (当該年: 以下ILOと略記)。
- 25) 後掲表14参照。

- 26) 注 24)の資料以外に OECD, *Labour Force Statistics 1980-2000* (以下 OECD 2000 と略記).
- 27) これは 55-59 歳労働力率が日本以外のすべての国で低下しているが、日本のみ上昇しているためである。オランダは 15-19 歳労働力率が例外的に上昇している (OECD 1985, OECD 2000)。
- 28) 竹中恵美子他編『労働力の女性化』有斐閣, 1994 年, 2-17 ページ。
- 29) 1950 年代フランスは同時期の合衆国とほぼ同形の M 字雇用であった [図 5]。

図 5. 年齢別労働力率 (フランス)



出所) 岡田前掲書, 112 ページ。

- 30) 自営業従事を除き「雇用」労働力率のみをとれば、日本も 1955 年には M 字雇用であった。M 字雇用化は二子育児が標準化した 60 年代以降のことである。今田幸子「女子労働と就業継続」『日本労働研究雑誌』第 38 巻第 4 号, 1996 年, 39 ページ。
- 31) 日本の 2001 年の数値は、30-34 歳労働力率 58.8%, 20-24 歳労働力率との差 -13.2% である。ILO (2002)。
- 32) スイスは 15-24 歳および 25-39 歳の労働力率 (%) で、1991 年: 前者 70.9, 後者 72.3, 2000 年: 前者 66.0, 後者 78.6 である (OECD 2000)。他国の同年齢層動向と比較した場合 2000 年時点では脱流動労働力化を完了しつつあると推測される。
- 33) ヨーロッパ旧社会主義国は 2000 年時点でも逆 U 字型を維持している (OECD

- 2000)。現在では旧社会主義国と OECD 諸国で逆 U 字型は支配的である。
- 34) Alan Siaroff, Work, Welfare and Gender Equality: A New Typology, in Diane Sainsbury eds., *Gendering Welfare States*, SAGE, 1994, pp.89, 92, 94, 98. 岡沢憲美他編『比較福祉国家論』法律文化社, 1997 年, 24, 180-184 ページ。
 - 35) 貯蓄・消費性向のライフサイクル的転換(八代前掲書, 52-54 ページ)の社会的影響力にかんしても団塊世代の場合, 景気動向要因として無視できないであろう。
 - 36) 第 1 編, 5 ページ参照。
 - 37) 『リカードウ全集』第 I 卷, 雄松堂書店, 1972 年, 156-157 ページ。
 - 38) サスキア・サッセン『労働と資本の国際移動』岩波書店, 1993 年, 同「グローバル経済のフェミニスト分析にむけて」『経済のグローバリゼーションとジェンダー』明石書店, 2001 年。
 - 39) 「ジェンダー革命」の歴史的内容にかんしては後述。
 - 40) 荻野(1994 年)前掲書, 55, 82 ページ。